

議案第3号

取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について

取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年条例第25号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月29日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

地方自治法施行令が改正され引用する条項の移動が生じることに伴い、所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(法第243条の2第1項の条例で定める額) 第3条 法第243条の2第1項の規定に基づき条例で定める額は、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p>	<p>(法第243条の2第1項の条例で定める額) 第3条 法第243条の2第1項の規定に基づき条例で定める額は、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p>

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第4号

取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例について

取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年
条例第59号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月29日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

保育所嘱託医師及び保育所嘱託歯科医師の報酬について、職務の内容及び責任に応じた額に増額し、いじめ問題専門委員会委員及びいじめ問題再調査委員会委員の報酬について、委員が調査、報告書作成等の事務に従事した場合における報酬額を整備し、並びに学校運営協議会委員の報酬について、一の学校運営協議会当たりの年額に変更するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

取手市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）			
別表(第1条, 第5条関係)			
職名	報酬額(円)	旅費の額 (相当する職)	
教育委員会委員の部から児童扶養手当障害判定医の部まで	(略)	(略)	
保育所嘱託医師	<u>年 135,000</u>	(略)	
保育所嘱託歯科医師	<u>〃 90,000</u>	(略)	
国民健康保険運営協議会の部から学校薬剤師の部まで	(略)	(略)	
学校産業医	日 21,000	(略)	
通学区域審議会の部から教育支援委員会の部まで	(略)	(略)	
いじめ問題専門委員会	委員長	<u>〃 17,000</u>	(略)
	委員	<u>〃 15,000</u>	(略)
いじめ問題再調査委員会	委員長	<u>〃 17,000</u>	(略)
	委員	<u>〃 15,000</u>	(略)
社会教育委員	年 55,000	(略)	
学校運営協議会委員	<u>〃 12,000</u>	(略)	
青少年問題協議会委員の部から体育施設運営委員会の部まで	(略)	(略)	

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

別表(第1条, 第5条関係)

職名		報酬額(円)	旅費の額 (相当する職)
教育委員会委員の部から児童扶養手当障害判定医の部まで		(略)	(略)
保育所嘱託医師		年 200,000	(略)
保育所嘱託歯科医師		〃 150,000	(略)
国民健康保険運営協議会の部から学校薬剤師の部まで		(略)	(略)
学校産業医		日 21,000	(略)
通学区域審議会の部から教育支援委員会の部まで		(略)	(略)
いじめ問題専門委員会	委員長	〃 17,000 ただし、いじめの事案に関する調査、報告書の作成その他の規則で定める事務に従事する場合には88,000を超えない範囲内で規則で定める額	(略)
	委員	〃 15,000 ただし、いじめの事案に関する調査、報告書の作成その他の規則で定める事務に従事する場合には88,000を超えない範囲内で規則で定める額	(略)
いじめ問題再調査委員会	委員長	〃 17,000 ただし、いじめ	(略)

		<u>の事案に関する調査, 報告書の作成その他の規則で定める事務に従事する場合にあっては 88,000 を超えない範囲内で規則で定める額</u>	
	委員	〃 15,000 <u>ただし, いじめの事案に関する調査, 報告書の作成その他の規則で定める事務に従事する場合にあっては 88,000 を超えない範囲内で規則で定める額</u>	(略)
社会教育委員		年 55,000	(略)
学校運営協議会委員		<u>一の学校運営協議会につき</u> 年 12,000	(略)
青少年問題協議会委員の部から体育施設運営委員会の部まで		(略)	(略)

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表いじめ問題専門委員会の部の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表いじめ問題専門委員会の部の規定は、令和5年4月1日から適用する。

議案第 5 号

取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

取手市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 33 年条例第 7 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 29 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

職員の特殊勤務手当について、保育所における医療的ケア児の入所受入に備えるため、対象児童に医療的ケアを行った場合に係る特殊勤務手当を新設するとともに、生活保護事務に係る現業に従事する職員の特殊勤務手当を月額による支給から職員の従事実績に基づいた支給に切り替えるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

取手市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和33年条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項及び取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号)第12条の5の規定に基づき、職員の特務手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(特務手当の種類)</p> <p>第2条 特務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 医療的ケアに従事する職員の特務手当</u></p> <p><u>(5)及び(6) (略)</u></p> <p>(生活保護事務に係る現業に従事する職員の特務手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、<u>職務に従事した日1日につき規則で定める額とする。ただし、1月につき5,000円を上限とする。</u></p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>)第24条第5項及び取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号)第12条の5の規定に基づき、職員の特務手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(特務手当の種類)</p> <p>第2条 特務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4)及び(5) (略)</u></p> <p>(生活保護事務に係る現業に従事する職員の特務手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、<u>月額5,000円</u>とする。</p> <p>3 <u>法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に対する前項の規定の適用については、同項中「5,000円」とあるのは「5,000円に取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成9年条例第1号)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「勤務割合」という。)を乗じて得た額」とす</u></p>

<p>第5条（略） <u>（医療的ケアに従事する職員の特殊勤務手当）</u></p> <p><u>第6条 医療的ケアに従事する職員の特殊勤務手当は、医療的ケア（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第1項に規定する医療的ケアをいう。）に従事する職員に対し支給する。</u></p> <p><u>2 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき規則で定める額とする。ただし、1月につき5,000円を上限とする。</u></p> <p><u>第7条から第9条まで（略）</u></p>	<p><u>る。</u></p> <p>第5条（略）</p> <p><u>第6条から第8条まで（略）</u></p>
--	---

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に特殊勤務手当の支給の対象となる職務又は作業に従事した職員に対し支給する特殊勤務手当について適用し、施行日前にこの条例による改正前の取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による特殊勤務手当の支給の対象となる職務又は作業に従事した職員に対し支給する特殊勤務手当については、なお従前の例による。

（取手市職員の給与に関する条例の一部改正）

3 取手市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（勤務1時間当たりの給与額の算出）</p> <p>第17条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額との合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものか</p>	<p>（勤務1時間当たりの給与額の算出）</p> <p>第17条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに<u>市規則で定める特殊勤務手当の月額</u>との合計額に12を乗じ、その額を1</p>

ら勤務時間条例第9条に規定する休日に係る勤務時間を考慮して市規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。	週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから勤務時間条例第9条に規定する休日にかかる勤務時間を考慮して市規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。
---	--

(取手市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 4 取手市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第14条 削除	(<u>育児短時間勤務職員等についての取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の特例</u>) 第14条 育児短時間勤務職員等についての取手市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和33年条例第7号)第4条第3項の規定の適用については、同項中「 <u>法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u> 」とあるのは、「 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)</u> 」とする。

(取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当) 第14条 (略) 2 (略)	(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当) 第14条 (略) 2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員が主として従事する業務が特殊勤務手当条例第3条から第7条までに規定するものであることを前提として職務の級及び号給が定められている場合にあつては、当該フルタイム会計年度任用職員に対して特殊勤務手当を支給しないことができる。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第18条 特殊勤務手当条例第3条から第7条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。ただし、当該パートタイム会計年度任用職員が主として従事する業務が特殊勤務手当条例第3条から第7条までに規定するものであることを前提として職務の級及び号給が定められている場合にあつては、当該パートタイム会計年度任用職員に対して特殊勤務に係る報酬を支給しないことができる。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第18条 特殊勤務手当条例第3条から第6条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。ただし、特殊勤務手当の額を月額で定める業務に従事するパートタイム会計年度任用職員に支給する特殊勤務に係る報酬は、当該業務に従事する者に支給することとされている特殊勤務手当の月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た額を乗じて得た額とする。

議案第6号

取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について

取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第24号）
の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月29日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

地方自治法の一部改正を踏まえ、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給のために必要な措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 会計年度任用職員の給与は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。) 給料, 地域手当, 通勤手当, 時間外勤務手当, 休日勤務手当, 夜間勤務手当, 期末手当, <u>勤勉手当及び特殊勤務手当</u></p> <p>(2) 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。) 報酬, <u>期末手当及び勤勉手当</u></p> <p>2及び3 (略)</p> <p>第13条 (略)</p> <p><u>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p> <p><u>第13条の2 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第23条 給与条例第20条から第20条の3</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 会計年度任用職員の給与は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。) 給料, 地域手当, 通勤手当, 時間外勤務手当, 休日勤務手当, 夜間勤務手当, 期末手当及び特殊勤務手当</p> <p>(2) 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。) 報酬<u>及び期末手当</u></p> <p>2及び3 (略)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第23条 給与条例第20条から第20条の3</p>

までの規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が少ない者として市規則で定めるものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額(日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあっては、基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して市規則で定める額を除く。)の1か月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。

2 及び 3 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第23条の2 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額(日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあっては、基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して市規則で定める額を除く。)の1か月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

付 則

1 から 4 まで (略)

までの規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が少ない者として市規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額(日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあっては、基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して市規則で定める額を除く。)の1か月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。

2 及び 3 (略)

付 則

1 から 4 まで (略)

(勤勉手当の支給率改定の特例)

- 5 第13条の2第1項又は第23条の2第1項の規定により給与条例第21条第2項の規定を準用する場合において、同項に規定する勤勉手当基礎額に乗じる率(以下この項において「支給率」という。)の改定が行われるときにおける会計年度任用職員の支給率は、当分の間、当該改定に係る条例の規定にかかわらず、当該会計年度任用職員の採用の日が属する年度の初日における当該規定の支給率によるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(取手市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 2 取手市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>
<p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第7条 育児休業をした職員(<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>)が職務に復帰した場合において、部内の他</p>	<p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第7条 育児休業をした職員(<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要が</p>

の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

あると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

議案第 7 号

取手市介護保険条例の一部を改正する条例について

取手市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 2 6 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 2 9 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

第 9 期介護保険事業計画期間に向けて介護保険法施行令が改正されたことを踏まえ、令和 6 年度から令和 8 年度までの介護保険料率について、第 1 号被保険者の所得に応じた段階区分を見直し、当該段階区分ごとの介護保険料率を定めるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市介護保険条例の一部を改正する条例

取手市介護保険条例（平成12年条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>令第38条第1項第1号に掲げる者</u> <u>27,300円</u></p> <p>(2) <u>令第38条第1項第2号に掲げる者</u> <u>39,000円</u></p> <p>(3) <u>令第38条第1項第3号に掲げる者</u> <u>41,400円</u></p> <p>(4) <u>令第38条第1項第4号に掲げる者</u> <u>51,000円</u></p> <p>(5) <u>令第38条第1項第5号に掲げる者</u> <u>60,000円</u></p> <p>(6) <u>令第38条第1項第6号に掲げる者</u> <u>66,000円</u></p> <p>(7) <u>令第38条第1項第7号に掲げる者</u> <u>78,000円</u></p> <p>(8) <u>令第38条第1項第8号に掲げる者</u> <u>90,000円</u></p> <p>(9) <u>令第38条第1項第9号に掲げる者</u> <u>102,000円</u></p> <p>(10) <u>令第38条第1項第10号に掲げる者</u> <u>114,000円</u></p> <p>(11) <u>令第38条第1項第11号に掲げる者</u> <u>120,000円</u></p> <p>(12) <u>令第38条第1項第12号に掲げる者</u> <u>126,000円</u></p> <p>(13) <u>令第38条第1項第13号に掲げる者</u> <u>132,000円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>令第39条第1項第1号に掲げる者</u> <u>30,000円</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者</u> <u>42,000円</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者</u> <u>45,000円</u></p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者</u> <u>51,000円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者</u> <u>60,000円</u></p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者</u> 66,000円</p> <p>ア <u>地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。付則第11条第1項第2号イを除き、以下同じ。)</u>が125万円未満である者であり、かつ、前各号</p>

のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者(令第39条第1項第1号イ(2)に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(令第39条第1項第1号イ(2)に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(同号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 75,000

円

ア 合計所得金額が200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 81,000

円

ア 合計所得金額が300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 87,000

円

ア 合計所得金額が 400 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 11 号イ、第 12 号イ又は第 13 号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 93,000 円

ア 合計所得金額が 500 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 12 号イ又は第 13 号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 99,000 円

ア 合計所得金額が 600 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第 13 号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 105,000 円

ア 合計所得金額が 700 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課され

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、17,100円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「17,100円」とあるのは、「27,000円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「17,100円」とあるのは、「41,100円」と読み替えるものとする。
(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

る保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 111,000円

ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 117,000円

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,000円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「18,000円」とあるのは、「27,000円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「18,000円」とあるのは、「42,000円」と読み替えるものとする。
(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第7条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。), ロ若しくはニ, 第2号ロ, 第3号ロ, 第4号ロ, 第5号ロ, 第6号ロ, 第7号ロ, 第8号ロ, 第9号ロ, 第10号ロ, 第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は, 当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

付 則

(延滞金の割合等の特例)

第4条 当分の間, 第12条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は, 同項の規定にかかわらず, 各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には, その年中においては, 年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし, 年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には, 年7.3パーセントの割合)とする。

第7条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。), ロ若しくはニ, 第2号ロ, 第3号ロ, 第4号ロ, 第5号ロ, 第6号ロ, 第7号ロ, 第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は, 当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

付 則

(延滞金の割合等の特例)

第4条 当分の間, 第12条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は, 同項の規定にかかわらず, 各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には, その年中においては, 年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし, 年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には, 年7.3パーセントの割合)とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条及び第7条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第8号

取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年条例第6号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月29日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の運営等に関する厚生労働省令（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準）が改正されたことを踏まえ、本市においても当該省令基準と同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、<u>地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)</u>、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5及び6 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 <u>前項に規定する員数の基準は、利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援(法第58条第1項に規定す</u></p>	<p>(基本方針)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、<u>法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター</u>、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5及び6 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 <u>前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。</u></p>

る指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第29号において同じ。)を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が44又はその端数を増すごとに1とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第6条 (略)

2 (略)

- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業

(管理者)

第6条 (略)

2 (略)

- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求める

者等を紹介するよう求めることができる
こと等につき説明を行い、理解を得なければ
ならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。)によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

4 (略)

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の

ことができること、前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 (略)

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の

技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

6 (略)

7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

8 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第5項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) (略)

9 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)及び(2) (略)

技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 (略)

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) (略)

8 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)及び(2) (略)

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)から(13)まで (略)

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能^{くわう}その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1か月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2か月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して、利用

(3)から(13)まで (略)

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能^{くわう}その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1か月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者^に面接すること。

者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ (略)

(16)から(28)まで (略)

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第15条の23第3項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(30) (略)

(揭示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事

イ (略)

(16)から(28)まで (略)

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第15条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(30) (略)

(揭示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅

業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第 32 条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 及び(2) (略)

(3) 第 16 条第 2 号の 3 の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第 19 条の規定による市への通知に係る記録

(5) 第 29 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第 30 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(電磁的記録等)

第 34 条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援の事業を行う者及び基準該当居宅介護支援の提供に当たる者(次項において「指定居宅介護支援事業者等」という。)は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第 10 条(前条において準用する場合を含

介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第 32 条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 及び(2) (略)

(3) 第 19 条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第 29 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第 30 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(6) 第 30 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(電磁的記録等)

第 34 条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援の事業を行う者及び基準該当居宅介護支援の提供に当たる者(次項において「指定居宅介護支援事業者等」という。)は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第 10 条(前条において準用する場合を含

む。)及び第 16 条第 27 号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 (略)

(会議におけるテレビ電話装置等の活用)

第 35 条 この条例に規定する委員会その他の会議(利用者の居宅を訪問して行うことが求められるものを除く。)は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、当該会議に利用者又はその家族(以下この条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

む。)及び第 16 条第 27 号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

(会議におけるテレビ電話装置等の活用)

第 35 条 この条例に規定する委員会その他の会議(利用者の居宅を訪問して行うことが求められるものを除く。)は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下この条において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができる。ただし、当該会議に利用者又はその家族(以下この条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条に 1 項を加える改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第9号

取手市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

取手市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第9号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月29日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する厚生労働省令（指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準）が改正されたことを踏まえ，本市においても当該省令基準と同様の措置を講ずるため，本条例の一部を改正するものです。

取手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

取手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号のいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)から(10)まで (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u>の定期巡回サービス又は<u>同一敷地内</u>にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事するこ</p>	<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号のいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)から(10)まで (略)</p> <p><u>(11) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)</u></p> <p>(12) (略)</p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u>の定期巡回サービス又は<u>同一施設内</u>にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することが</p>

とができる。

7 から 12 まで (略)

(管理者)

第 8 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第 10 条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第 5 項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 205 条第 1 項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 から 6 まで (略)

できる。

7 から 12 まで (略)

(管理者)

第 8 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第 10 条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第 5 項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、CD-ROM その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 から 6 まで (略)

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第 25 条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)から(7)まで (略)

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10)及び(11) (略)

(揭示)

第 35 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第 25 条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)から(7)まで (略)

(8)及び(9) (略)

(揭示)

第 35 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(記録の整備)

第 43 条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第 21 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 及び(4) (略)

(5) 第 25 条第 9 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間, その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(6) 第 29 条の規定による市への通知に係る記録

(7) 第 39 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(8) 第 41 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(訪問介護員等の員数)

第 48 条 (略)

2 (略)

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

第 43 条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第 21 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 及び(4) (略)

(5) 第 29 条に規定する市への通知に係る記録

(6) 第 39 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 第 41 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(訪問介護員等の員数)

第 48 条 (略)

2 (略)

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)から(10)まで (略)

(11) (略)

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 (略)
(管理者)

第49条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(1)から(10)まで (略)

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) (略)

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 (略)
(管理者)

第49条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものと

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第 52 条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)から(4)まで (略)

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7)から(9)まで (略)

(記録の整備)

第 59 条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第 21 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第 52 条第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第 29 条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第 39 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第 41 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

する。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第 52 条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)から(4)まで (略)

(1)から(4)まで (略)

(5)から(7)まで (略)

(記録の整備)

第 59 条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第 21 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第 29 条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第 39 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第 41 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(管理者)

第 60 条の 4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第 60 条の 9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) から (4) まで (略)

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) 及び (8) (略)

(記録の整備)

第 60 条の 19 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第 21 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第 60 条の 9 第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利

(管理者)

第 60 条の 4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第 60 条の 9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) から (4) まで (略)

(5) 及び (6) (略)

(記録の整備)

第 60 条の 19 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第 21 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第 29 条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第 39 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(7) (略)

(準用)

第 60 条の 20 の 3 第 10 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 33 条の 2、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条の 2、第 42 条、第 54 条、第 60 条の 2、第 60 条の 4 及び第 60 条の 5 第 4 項並びに前節(第 60 条の 20 を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第 60 条の 12 に規定する重要事項に関する規程をいう。第 35 条第 1 項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 60 条の 5 第 4 項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第 1 項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサー

(3) 次条において準用する第 29 条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第 39 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(6) (略)

(準用)

第 60 条の 20 の 3 第 10 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 33 条の 2、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条の 2、第 42 条、第 54 条、第 60 条の 2、第 60 条の 4 及び第 60 条の 5 第 4 項並びに前節(第 60 条の 20 を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第 60 条の 12 に規定する重要事項に関する規程をいう。第 35 条第 1 項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 60 条の 5 第 4 項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第 1 項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサー

ビスを提供する場合」と、第 60 条の 9 第 4 号、第 60 条の 10 第 5 項、第 60 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 60 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 60 条の 19 第 2 項第 2 号中「次条において準用する第 21 条第 2 項」とあるのは「第 21 条第 2 項」と、同項第 4 号中「次条において準用する第 29 条」とあるのは「第 29 条」と、同項第 5 号中「次条において準用する第 39 条第 2 項」とあるのは「第 39 条第 2 項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第 60 条の 24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 及び 3 (略)

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第 60 条の 29 (略)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 及び 4 (略)

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第 60 条の 30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 及び (2) (略)

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命

ビスを提供する場合」と、第 60 条の 9 第 4 号、第 60 条の 10 第 5 項、第 60 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 60 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 60 条の 19 第 2 項第 2 号中「次条において準用する第 21 条第 2 項」とあるのは「第 21 条第 2 項」と、同項第 3 号中「次条において準用する第 29 条」とあるのは「第 29 条」と、同項第 4 号中「次条において準用する第 39 条第 2 項」とあるのは「第 39 条第 2 項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第 60 条の 24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 及び 3 (略)

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第 60 条の 29 (略)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 及び 4 (略)

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第 60 条の 30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 及び (2) (略)

又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)から(7)まで (略)

(記録の整備)

第 60 条の 37 (略)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 次条において準用する第 21 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第 60 条の 30 第 4 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第 29 条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第 39 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第 60 条の 18 第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(8) (略)

(管理者)

第 63 条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事

(3)から(5)まで (略)

(記録の整備)

第 60 条の 37 (略)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 次条において準用する第 21 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第 29 条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第 39 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第 60 条の 18 第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(7) (略)

(管理者)

第 63 条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事

業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(利用定員等)

第 66 条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設の運営(第 83 条第 7 項、第 111 条第 9 項及び第 193 条第 8 項において「指定居宅サービス事業等」という。)について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第 67 条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することが

業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(利用定員等)

第 66 条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第 83 条第 7 項、第 111 条第 9 項及び第 193 条第 8 項において「指定居宅サービス事業等」という。)について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第 67 条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に

きるものとするほか、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第71条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)から(4)まで (略)

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7)及び(8) (略)

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第72条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第63条又は第67条の管理者をいう。以下この条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2から5まで (略)

(記録の整備)

第80条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、

従事することができるものとするほか、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第71条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)から(4)まで (略)

(5)及び(6) (略)

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第72条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第63条又は第67条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2から5まで (略)

(記録の整備)

第80条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、

<p>その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第71条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間, その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第60条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録</p> <p>(7) (略)</p>	<p>その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録</p> <p>(6) (略)</p>
---	---

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
<p>(従業者の員数等)</p> <p>第83条 (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に規定する人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>		
<p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所, 指定地域密着型特定施設, 指定地域密着型介護老人福祉施設, 指定介護老人福祉施設, 介護老人保健施設, <u>指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)</u>又は介護医療院</p>	<p>介護職員</p>
<p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>7から13まで (略)</p>		

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

（従業者の員数等）

第 83 条 （略）

2 から 5 まで （略）

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に規定する人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所, 指定地域密着型特定施設, 指定地域密着型介護老人福祉施設, 指定介護老人福祉施設, 介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	(略)	(略)

7 から 13 まで （略）

改正後	改正前
<p>（管理者）</p> <p>第 84 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p>	<p>（管理者）</p> <p>第 84 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 6 項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看</u></p>

護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。)に従事することができるものとする。

2 (略)

3 前 2 項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第 195 条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者をいう。次条、第 112 条第 3 項、第 113 条、第 194 条第 3 項及び第 195 条において同じ。)として 3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第 93 条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)から(4)まで (略)

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) (略)

2 (略)

3 前 2 項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第 195 条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者をいう。次条、第 112 条第 3 項、第 113 条及び第 195 条において同じ。)として 3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第 93 条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)から(4)まで (略)

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(6) (略)

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8)及び(9) (略)

第107条 (略)

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第107条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならない。

(記録の整備)

第108条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7)及び(8) (略)

第107条 (略)

(記録の整備)

第108条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第 93 条第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間, その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第 29 条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第 39 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第 41 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(8) (略)

(管理者)

第 112 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は, 共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし, 当該管理者は, 共同生活住居の管理上支障がない場合は, 当該共同生活住居の他の職務に従事し, 又は他の事業所, 施設等の職務に従事することができるものとする。

2 及び 3 (略)

(管理者による管理)

第 122 条 共同生活住居の管理者は, 同時に介護保険施設, 指定居宅サービス, 指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は, 本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。), 指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所, 病院, 診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし, 当該共同生活住居の管理上支障がない場合は, この限りでない。

(協力医療機関等)

(4) 第 93 条第 6 号に規定する身体的拘束等の態様及び時間, その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第 29 条に規定する市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第 39 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第 41 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(8) (略)

(管理者)

第 112 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は, 共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし, 当該管理者は, 共同生活住居の管理上支障がない場合は, 当該共同生活住居の他の職務に従事し, 又は同一敷地内にある他の事業所, 施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2 及び 3 (略)

(管理者による管理)

第 122 条 共同生活住居の管理者は, 同時に介護保険施設, 指定居宅サービス, 指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は, 本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。), 指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所, 病院, 診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし, これらの事業所, 施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は, この限りでない。

(協力医療機関等)

第 126 条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(以下「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介

第 126 条 (略)

護事業所に速やかに入居させることができ
るように努めなければならない。

7 及び 8 (略)

(記録の整備)

第 128 条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第 116 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第 118 条第 6 項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第 29 条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第 39 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第 41 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(7) (略)

(準用)

第 129 条 第 10 条, 第 11 条, 第 13 条, 第 14 条, 第 23 条, 第 29 条, 第 33 条の 2, 第 35 条から第 37 条まで, 第 39 条, 第 41 条から第 42 条まで, 第 60 条の 11, 第 60 条の 16, 第 60 条の 17 第 1 項から第 4 項まで, 第 100 条, 第 103 条, 第 105 条及び第 107 条の 2 の規定は, 指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において, 第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 123 条に規定する重要事項に関する規程」と, 同項, 第 33 条の 2 第 2 項, 第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号

2 及び 3 (略)

(記録の整備)

第 128 条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第 116 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第 118 条第 6 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第 29 条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第 39 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第 41 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(7) (略)

(準用)

第 129 条 第 10 条, 第 11 条, 第 13 条, 第 14 条, 第 23 条, 第 29 条, 第 33 条の 2, 第 35 条から第 37 条まで, 第 39 条, 第 41 条から第 42 条まで, 第 60 条の 11, 第 60 条の 16, 第 60 条の 17 第 1 項から第 4 項まで, 第 100 条, 第 103 条及び第 105 条の規定は, 指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において, 第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 123 条に規定する重要事項に関する規程」と, 同項, 第 33 条の 2 第 2 項, 第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・

中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6か月」とあるのは「2か月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第131条 (略)

2から6まで (略)

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) (略)

(2) (略)

8から10まで (略)

11 次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、同号ア中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第150条において準用する第107条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保

随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6か月」とあるのは「2か月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第131条 (略)

2から6まで (略)

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) (略)

(2) 病院 介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

(3) (略)

8から10まで (略)

及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第 132 条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

(管理者)

第 132 条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第 148 条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 (略)

(記録の整備)

第 149 条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護

第 148 条 (略)

2 (略)

(記録の整備)

第 149 条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護

事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
 - (2) 第137条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第139条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第147条第3項の規定による結果等の記録
 - (5) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録
 - (6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (7) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録
 - (8) (略)
- (準用)

第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条及び第107条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあ

事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
 - (2) 第137条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第139条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第147条第3項に規定する結果等の記録
 - (5) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録
 - (6) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (7) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録
 - (8) (略)
- (準用)

第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで及び第100条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地

るのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6か月」とあるのは「2か月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第152条 (略)

2から7まで (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 病院 栄養士又は管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)

(4) (略)

9から17まで (略)

(設備)

第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)から(5)まで (略)

(6) 医務室 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、

域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6か月」とあるのは「2か月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第152条 (略)

2から7まで (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

(4) (略)

9から17まで (略)

(設備)

第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)から(5)まで (略)

(6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入所者を診療するために必

入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)から(9)まで (略)

2 (略)

(緊急時等の対応)

第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第152条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第169条 計画担当介護支援専門員は、第160条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)から(4)まで (略)

(5) 第159条第5項の規定による身体的

要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)から(9)まで (略)

2 (略)

(緊急時等の対応)

第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第152条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(管理者による管理)

第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第169条 計画担当介護支援専門員は、第160条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)から(4)まで (略)

(5) 第159条第5項に規定する身体的拘

拘束等の態様及び時間, その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。

(6) 第 179 条において準用する第 39 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

(7) 第 177 条第 3 項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録を行うこと。

(協力医療機関等)

第 174 条 指定地域密着型介護老人福祉施設は, 入所者の病状の急変等に備えるため, あらかじめ, 次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第 3 号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあつては, 病院に限る。)を定めておかなければならない。この場合において, 複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号に掲げる要件を満たすことができる。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において, 当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い, 入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は, 1 年に 1 回以上, 協力医療機関との間で, 入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに, 協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は, 第二種協定指定医療機関との間で, 新興感染

束等の態様及び時間, その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(6) 第 179 条において準用する第 39 条第 2 項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(7) 第 177 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録すること。

(協力病院等)

第 174 条 指定地域密着型介護老人福祉施設は, 入院治療を必要とする入所者のために, あらかじめ, 協力病院を定めておかなければならない。

症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 (略)

(記録の整備)

第 178 条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第 157 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第 159 条第 5 項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第 29 条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第 39 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第 3 項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(7) (略)

(準用)

2 (略)

(記録の整備)

第 178 条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第 157 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第 159 条第 5 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第 29 条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第 39 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 前条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(7) (略)

(準用)

第179条 第10条, 第11条, 第13条, 第14条, 第23条, 第29条, 第33条の2, 第35条, 第37条, 第39条, 第41条の2, 第42条, 第60条の11, 第60条の15, 第60条の17第1項から第4項まで及び第107条の2の規定は, 指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と, 同項, 第33条の2第2項, 第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と, 第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し,」とあるのは「入所の際に」と, 同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは, 要介護認定」とあるのは「要介護認定」と, 第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と, 第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と, 「6か月」とあるのは「2か月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第189条 (略)

2から4まで (略)

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は, ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

(準用)

第191条 第10条, 第11条, 第13条, 第14条, 第23条, 第29条, 第33条の2, 第35条, 第37条, 第39条, 第41条の2, 第42条, 第60条の11, 第60条の15,

第179条 第10条, 第11条, 第13条, 第14条, 第23条, 第29条, 第33条の2, 第35条, 第37条, 第39条, 第41条の2, 第42条, 第60条の11, 第60条の15 及び第60条の17第1項から第4項までの規定は, 指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において, 第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と, 同項, 第33条の2第2項, 第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と, 第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し,」とあるのは「入所の際に」と, 同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは, 要介護認定」とあるのは「要介護認定」と, 第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と, 第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と, 「6か月」とあるのは「2か月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第189条 (略)

2から4まで (略)

5 (略)

(準用)

第191条 第10条, 第11条, 第13条, 第14条, 第23条, 第29条, 第33条の2, 第35条, 第37条, 第39条, 第41条の2, 第42条, 第60条の11, 第60条の15,

第60条の17第1項から第4項まで、第107条の2、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6か月」とあるのは「2か月」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号、第5号及び第7号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

第60条の17第1項から第4項まで、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6か月」とあるのは「2か月」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号、第5号及び第7号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第 192 条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(法第 8 条第 23 項第 1 号に規定するもの)に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第 59 条の規定に相当する県基準条例の規定に規定する訪問看護の基本方針及び第 82 条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(従業者の員数等)

第 193 条 (略)

2 から 6 まで (略)

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に規定する人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1) から (3) まで (略)

(4) (略)

8 から 14 まで (略)

(管理者)

第 194 条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他

(基本方針)

第 192 条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(施行規則第 17 条の 1 2 に規定する看護小規模多機能型居宅介護)に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第 59 条の規定に相当する県基準条例の規定に規定する訪問看護の基本方針及び第 82 条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(従業者の員数等)

第 193 条 (略)

2 から 6 まで (略)

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に規定する人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1) から (3) まで (略)

(4) 指定介護療養型医療施設(医療法第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)

(5) (略)

8 から 14 まで (略)

(管理者)

第 194 条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は回

の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 及び 3 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的な取扱方針)

第 199 条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を適切に行うものとする。

(2) から (6) まで (略)

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8) から (12) まで (略)

(記録の整備)

一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 7 項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2 及び 3 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的な取扱方針)

第 199 条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で適切に行うものとする。

(2) から (6) まで (略)

(7) から (11) まで (略)

(記録の整備)

第 203 条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 及び(2) (略)

(3) 第 199 条第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 及び(5) (略)

(6) 次条において準用する第 21 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第 29 条の規定による市への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第 39 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第 41 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(10) (略)

(準用)

第 204 条 第 10 条から第 14 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 33 条の 2、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条から第 42 条まで、第 60 条の 11、第 60 条の 13、第 60 条の 16、第 60 条の 17、第 88 条から第 91 条まで、第 94 条から第 96 条まで、第 98 条、第 99 条、第 101 条から第 105 条まで、第 107 条及び第 107 条の 2の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 204 条において準用する第 101 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護

第 203 条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 及び(2) (略)

(3) 第 199 条第 6 号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 及び(5) (略)

(6) 次条において準用する第 21 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第 29 条に規定する市への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第 39 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第 41 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(10) (略)

(準用)

第 204 条 第 10 条から第 14 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 33 条の 2、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条から第 42 条まで、第 60 条の 11、第 60 条の 13、第 60 条の 16、第 60 条の 17、第 88 条から第 91 条まで、第 94 条から第 96 条まで、第 98 条、第 99 条、第 101 条から第 105 条まで及び第 107 条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 204 条において準用する第 101 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあ

看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6か月」とあるのは「2か月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第193条第13項」と、第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第205条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第13条第1項(第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び前条において準用する場合を含む。)、第116条第1項、第137条第1項及び第157条第1項(第191条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことが

るのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6か月」とあるのは「2か月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第193条第13項」と、第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第205条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第13条第1項(第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び前条において準用する場合を含む。)、第116条第1項、第137条第1項及び第157条第1項(第191条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気

<p>できる。</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)</u>により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>
--------------------------	---

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第35条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の取手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第93条第7号及び第199条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第3条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、新条例第107条の2（新条例第129条，第150条，第179条，第191条，第204条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第107条の2中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、新条例第174条第1項（新条例第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議案第10号

取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第10号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月29日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営等に関する厚生労働省令（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）が改正されたことを踏まえ，本市においても当該省令基準と同様の措置を講ずるため，本条例の一部を改正するものです。

取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，当該管理者は，単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は，当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し，又は他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，当該管理者は，単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は，当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し，又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(利用定員等)</p>	<p>(利用定員等)</p>
<p>第10条 (略)</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)，指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)，指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)，指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)，指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第</p>	<p>第10条 (略)</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)，指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)，指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)，指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)，指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第</p>

58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設の運営(第 45 条第 7 項及び第 72 条第 9 項において「指定居宅サービス事業等」という。)について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第 11 条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第 12 条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第 5 項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の

58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第 45 条第 6 項において同じ。)の運営(同条第 7 項及び第 72 条第 9 項において「指定居宅サービス事業等」という。)について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第 11 条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第 12 条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第 5 項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の

情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第92条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 から 6 まで (略)

(揭示)

第 33 条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第 41 条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症

情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、CD-ROM その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 から 6 まで (略)

(揭示)

第 33 条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(記録の整備)

第 41 条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症

対応型通所介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第43条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第25条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(7) (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第43条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)から(9)まで (略)

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(12)から(15)まで (略)

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

対応型通所介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第25条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(6) (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第43条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)から(9)まで (略)

(10)から(13)まで (略)

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）

（従業者の員数等）

第 45 条（略）

2 から 5 まで（略）

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)</u> 又は介護医療院	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	(略)	(略)

7 から 13 まで（略）

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

（従業者の員数等）

第 45 条（略）

2 から 5 まで（略）

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	(略)	(略)

7 から 13 まで（略）

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第 46 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第 46 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 6 項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第 7 条第 1 項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。)</u>の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。))が、指定夜間対応型訪問介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第 48 条第 1 項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。)、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。))第 5 条第 1 項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第 60 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第 115 条の 45 第 1 項に規定す</p>

る介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)に従事することができるものとする。

2 及び 3 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 (略)

2 及び 3 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 (略)

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第64条 (略)

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第64条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並

第64条 (略)

びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催しなければならない。

(記録の整備)

第 65 条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 及び(2) (略)

(3) 次条において準用する第 22 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第 54 条第 2 項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第 25 条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第 37 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(8) (略)

(管理者)

第 73 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 及び 3 (略)

(記録の整備)

第 65 条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 及び(2) (略)

(3) 次条において準用する第 22 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第 54 条第 2 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第 25 条に規定する市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第 37 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第 38 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(8) (略)

(管理者)

第 73 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2 及び 3 (略)

(管理者による管理)

第 80 条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第 84 条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間

(管理者による管理)

第 80 条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第 84 条 (略)

で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症,同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は,協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては,当該第二種協定指定医療機関との間で,新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は,利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に,当該利用者の病状が軽快し,退院が可能となった場合においては,再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 及び 8 (略)

(記録の整備)

第 86 条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は,利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関し,次に掲げる記録を整備し,その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第 77 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第 79 条第 2 項の規定による身体的拘束等の態様及び時間,その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第 25 条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第 37 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

2 及び 3 (略)

(記録の整備)

第 86 条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は,利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関し,次に掲げる記録を整備し,その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第 77 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第 79 条第 2 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間,その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第 25 条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第 37 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(7) (略)

(準用)

第 87 条 第 12 条, 第 13 条, 第 15 条, 第 16 条, 第 24 条, 第 25 条, 第 27 条, 第 29 条の 2, 第 32 条から第 35 条まで, 第 37 条から第 40 条まで(第 38 条第 4 項及び第 40 条第 5 項を除く。), 第 57 条, 第 60 条, 第 62 条及び第 64 条の 2の規定は, 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において, 第 12 条第 1 項中「第 28 条に規定する運営規程」とあるのは「第 81 条に規定する重要事項に関する規程」と, 同項, 第 29 条の 2 第 2 項, 第 32 条第 2 項第 1 号及び第 3 号, 第 33 条第 1 項並びに第 38 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と, 第 27 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 4 章第 4 節」と, 第 40 条第 1 項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と, 「6 か月」とあるのは「2 か月」と, 第 57 条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と, 第 60 条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第 92 条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は, 作成, 保存その他これらに類するもののうち, この条例の規定において書面(書面, 書類, 文書, 謄本, 抄本, 正本, 副本, 複本その他文字, 図形等人の知覚によって認識することが

(6) 次条において準用する第 38 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(7) (略)

(準用)

第 87 条 第 12 条, 第 13 条, 第 15 条, 第 16 条, 第 24 条, 第 25 条, 第 27 条, 第 29 条の 2, 第 32 条から第 35 条まで, 第 37 条から第 40 条まで(第 38 条第 4 項及び第 40 条第 5 項を除く。), 第 57 条, 第 60 条及び第 62 条の規定は, 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において, 第 12 条第 1 項中「第 28 条に規定する運営規程」とあるのは「第 81 条に規定する重要事項に関する規程」と, 同項, 第 29 条の 2 第 2 項, 第 32 条第 2 項第 1 号及び第 3 号, 第 33 条第 1 項並びに第 38 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と, 第 27 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 4 章第 4 節」と, 第 40 条第 1 項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と, 「6 か月」とあるのは「2 か月」と, 第 57 条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と, 第 60 条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第 92 条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は, 作成, 保存その他これらに類するもののうち, この条例の規定において書面(書面, 書類, 文書, 謄本, 抄本, 正本, 副本, 複本その他文字, 図形等人の知覚によって認識することが

できる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第15条第1項(第66条及び第87条において準用する場合を含む。)及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 (略)

できる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第15条第1項(第66条及び第87条において準用する場合を含む。)及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第33条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第54条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、新条例第64条の2(新条例第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第64条の2中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

議案第11号

取手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

取手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年条例第11号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月29日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の運営等に関する厚生労働省令（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）が改正されたことを踏まえ、本市においても当該省令基準と同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

取手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 指定介護予防支援事業者は、<u>当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)</u>ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</u></p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 <u>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)</u>ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 指定介護予防支援事業者は、<u>指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</u></p>

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 当該管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 当該管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員(指定居宅介護支援

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を

事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 から 8 まで (略)

(利用料等の受領)

第 13 条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あ

当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 から 8 まで (略)

(利用料等の受領)

第 13 条 (略)

らかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援に係る前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第4条、この章及び次章(第33条第29号を除く。)の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(揭示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければ

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援に係る利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第4条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(揭示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

ばならない。

(記録の整備)

第 31 条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

アからウまで (略)

エ 第 33 条第 15 号の規定による評価の結果の記録

オ (略)

(3) 第 33 条第 2 号の 3 の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(同条第 2 号の 2 及び第 2 号の 3 において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第 18 条の規定による市への通知に係る記録

(5) 第 28 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第 29 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第 33 条 指定介護予防支援の方針は、第 4 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 及び (2) (略)

(2) の 2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(記録の整備)

第 31 条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関し、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

アからウまで (略)

エ 第 33 条第 15 号に規定する評価の結果の記録

オ (略)

(3) 第 18 条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第 28 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第 29 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第 33 条 指定介護予防支援の方針は、第 4 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 及び (2) (略)

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)から(15)まで (略)

(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下このイにおいて単に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間においては、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

(3)から(15)まで (略)

(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

b 利用者がテレビ電話装置等を利用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月(ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

オ (略)

(17)から(28)まで (略)

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

(準用)

第35条 第4条及び第2章から前章(第28条第6項及び第7項を除く。)までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第35条において準用する第20条」と、第13条第1項中「指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ (略)

(17)から(28)まで (略)

(準用)

第35条 第4条及び第2章から前章(第28条第6項及び第7項を除く。)までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第35条において準用する第20条」と、第13条中「指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が当該

当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。
(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者(次項において「指定介護予防支援事業者等」という。)は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。))及び第33条第26号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 (略)

(会議におけるテレビ電話装置等の活用)

第37条 この条例に規定する委員会その他の会議(利用者の居宅を訪問して行うことが求められるものを除く。)は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、当該会議に利用者又はその家族(以下この条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意

指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。
(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者(次項において「指定介護予防支援事業者等」という。)は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。))及び第33条第26号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

(会議におけるテレビ電話装置等の活用)

第37条 この条例に規定する委員会その他の会議(利用者の居宅を訪問して行うことが求められるものを除く。)は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下この条において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができる。ただし、当該会議に利用者又はその家族(以下この条において「利用者等」という。)が参加す

を得なければならない。

る場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第24条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

議案第12号

取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月29日提出

取手市長 中村 修

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）の改正により施設の重要事項の書面掲示の義務付けの見直し等が行われることに伴い、本市においても同様の措置を講ずるほか、所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

第 36 条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が第 1 項の規定により特別利用教育を提供する場合にあっては、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(電磁的記録等)

第 53 条 (略)

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出について

第 36 条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が第 1 項の規定により特別利用教育を提供する場合にあっては、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(電磁的記録等)

第 53 条 (略)

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出について

は、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3から6まで (略)

は、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3から6まで (略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 13 号

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

取手市国民健康保険税条例（昭和 48 年条例第 32 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 29 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

子育て世代の負担軽減の観点から、出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額並びに 18 歳以下の被保険者均等割額に係る減免措置を拡充することに伴い、当該減免措置に係る規定を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

取手市国民健康保険税条例（昭和48年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を減免する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者が属する世帯の者</p> <p><u>(5) 国民健康保険の出産被保険者が属する世帯の者</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>2 前項の規定によって国民健康保険税の減</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)である<u>第1子</u>がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児である<u>第1子</u>につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を減免する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者(<u>未就学児である第1子を除く。</u>)が属する世帯の者</p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>2 前項の規定によって国民健康保険税の減</p>

免を受けようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、同項第3号及び第4号に掲げる者に係る減免の申請にあつては国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出を、同項第5号に掲げる者に係る減免の申請にあつては第23条の3第1項の規定による出産被保険者に係る届出又は同条第4項の規定の適用をもって、減免の申請がされたものとみなす。

(1)から(3)まで (略)

3 (略)

免を受けようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、前項第3号及び第4号に掲げる者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす。

(1)から(3)まで (略)

3 (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の第25条第1項第5号の規定は、出産の予定日（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）がこの条例の施行の日以後の出産被保険者（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89第4項に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）について適用し、出産の予定日がこの条例の施行の日前の出産被保険者については、なお従前の例による。

議案第14号

取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

取手市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年条例第33号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月29日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

茨城県の医療福祉費等補助金交付要項が改正され、医療福祉費の支給の対象となる重度心身障害者等の範囲が拡大されることに伴い、本市においても同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

取手市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 重度心身障害者等 次に掲げる者をいう。ただし、65歳以上75歳未満の者にあつては、次に掲げる者のうち高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。</p> <p>アからウまで (略)</p> <p>エ <u>手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級又は4級に該当し、かつ、児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者</u></p> <p>オ及びカ (略)</p> <p>キ <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の状態が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号。以下「政令」という。)第6条第3項の表の1級に該当する者</u></p> <p>ク <u>手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級又は4級に</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 重度心身障害者等 次に掲げる者をいう。ただし、65歳以上75歳未満の者にあつては、次に掲げる者のうち高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。</p> <p>アからウまで (略)</p> <p>エ 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級に該当し、かつ、児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者</p> <p>オ及びカ (略)</p> <p>キ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の状態が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表の1級に該当する者</p>

該当し、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が政令第6条第3項の表の2級に該当する者

ケ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者で、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が政令第6条第3項の表の2級に該当する者

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

議案第15号

取手市営住宅条例の一部を改正する条例について

取手市営住宅条例（平成9年条例第22号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月29日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が改正されることに伴い、同法を引用する規定について所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市営住宅条例の一部を改正する条例

取手市営住宅条例（平成9年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第12条において同じ。)があること。ただし、次に掲げる者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められるもの(以下この条において「介護必要者」という。)を除く。)にあつては、この限りでない。</p> <p>アからクまで (略)</p> <p>ケ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定(配偶者暴力防止等法第28条の2において<u>これらの規定を準用する場合を含む。</u>)により裁判所がした命令の申</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第12条において同じ。)があること。ただし、次に掲げる者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められるもの(以下この条において「介護必要者」という。)を除く。)にあつては、この限りでない。</p> <p>アからクまで (略)</p> <p>ケ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の<u>規定により裁判所がした命令の申立てを行った者</u>で当該命令がそ</p>

立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの (3)から(8)まで (略) 2から5まで (略)	の効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの (3)から(8)まで (略) 2から5まで (略)
--	--

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第16号

取手市建築基準条例の一部を改正する条例について

取手市建築基準条例（平成12年条例第31号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月29日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

建築基準法が改正され耐火建築物に係る主要構造部規制が合理化されることに伴い、所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市建築基準条例の一部を改正する条例

取手市建築基準条例（平成12年条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(共同住宅等の設置禁止)</p> <p>第14条 共同住宅又は寄宿舍(以下「共同住宅等」という。)の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、次の各号のいずれかに該当する建築物の上階に設けてはならない。ただし、これらの用途に供する部分の<u>特定主要構造部</u>が耐火構造である場合には、この限りでない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(公衆浴場の浴室)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 建築物の一部を、床面積が300平方メートル以上の公衆浴場の用途に供する場合は、当該部分の<u>特定主要構造部</u>を耐火構造としなければならない。</p> <p>(側面空地)</p> <p>第40条 興行場等の用途に供する部分を持つ建築物の周囲には、幅2メートル以上の側面空地を設けなければならない。ただし、<u>特定主要構造部</u>が耐火構造で、開口部に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備を設けた場合は、この限りでない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(舞台部の各室の区画避難)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 舞台部の上部には、控室、物置場その他これらに類するものを設けてはならない。ただし、興行場等の用途に供する部分を持つ建築物の<u>特定主要構造部</u>が耐火構造であり、かつ、舞台の上部が防火上安全な構</p>	<p>(共同住宅等の設置禁止)</p> <p>第14条 共同住宅又は寄宿舍(以下「共同住宅等」という。)の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、次の各号のいずれかに該当する建築物の上階に設けてはならない。ただし、これらの用途に供する部分の<u>主要構造部</u>が耐火構造である場合には、この限りでない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(公衆浴場の浴室)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 建築物の一部を、床面積が300平方メートル以上の公衆浴場の用途に供する場合は、当該部分を耐火構造としなければならない。</p> <p>(側面空地)</p> <p>第40条 興行場等の用途に供する部分を持つ建築物の周囲には、幅2メートル以上の側面空地を設けなければならない。ただし、<u>主要構造部</u>が耐火構造で、開口部に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備を設けた場合は、この限りでない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(舞台部の各室の区画避難)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 舞台部の上部には、控室、物置場その他これらに類するものを設けてはならない。ただし、興行場等の用途に供する部分を持つ建築物が耐火構造であり、かつ、舞台の上部が防火上安全な構造である場合は、こ</p>

造である場合は、この限りでない。 3 (略)	の限りでない。 3 (略)
---------------------------	------------------

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第17号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月29日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

次に掲げる理由により、本条例の一部を改正するものです。

- (1) 別表第1に掲げる手数料について、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、手数料の新設を行う等所要の措置を講ずるほか、長期優良住宅建築等計画等認定申請における手数料の額を改定します。
- (2) 別表第2に掲げる手数料について、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正により、危険物貯蔵所の設置許可申請手数料の額が変更されたため、本市においても同様の措置を講じます。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(36)まで（略）	(略)	(略)
(37) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	<p>ア（略）</p> <p>イ 省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を新築しようとする場合の基準を適用する住宅である場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)であって、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項に規定する確認書(以下この号において「確認書」という。)若しくは同項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写しの添付がなされたものにあつては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件の申請につき <u>6,000円</u></p> <p>(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 1件の申請(同一の住宅について同時に2以上の申請が行われる場合にあつては、当該2以上の申請)につき、当該住宅の総戸数が5戸以内のときは <u>12,000円</u>、5戸を超え10戸以内のときは <u>22,000円</u>、10戸を超え30戸以内のときは <u>31,000円</u>、30戸</p>

を 超 え 50 戸 以 内 の と き は 58,000 円, 50 戸 を 超 え 100 戸 以 内 の と き は 100,000 円, 100 戸 を 超 え 200 戸 以 内 の と き は 166,000 円, 200 戸 を 超 え 300 戸 以 内 の と き は 204,000 円, 300 戸 を 超 え る と き は 217,000 円

ウ (略)

エ 省 令 第 1 条 各 項 の 国 土 交 通 大 臣 が 定 め る 措 置 に 係 る 住 宅 を 増 築 し, 若 し く は 改 築 し, 又 は 長 期 優 良 住 宅 と し て 維 持 保 全 を 行 お う と す る 場 合 の 基 準 を 適 用 す る 住 宅 で あ る 場 合 (建 築 基 準 関 係 規 定 適 合 審 査 を 受 け る よ う 申 し 出 る 場 合 を 除 く。) で あ っ て, 確 認 書 又 は そ の 写 し の 添 付 が な さ れ た も の に あ っ て は, 次 の (ア) 又 は (イ) に 掲 げ る 区 分 に 応 じ, 当 該 (ア) 又 は (イ) に 定 め る 額

(ア) 一 戸 建 て の 住 宅 1 件 の 申 請 に つ き 9,000 円

(イ) 一 戸 建 て の 住 宅 以 外 の 住 宅 1 件 の 申 請 (同 一 の 住 宅 に つ い て 同 時 に 2 以 上 の 申 請 が 行 わ れ る 場 合 に あ っ て は, 当 該 2 以 上 の 申 請) に つ き, 当 該 住 宅 の 総 戸 数 が 5 戸 以 内 の と き は 18,000 円, 5 戸 を 超 え 10 戸 以 内 の と き は 32,000 円, 10 戸 を 超 え 30 戸 以 内 の と き は 47,000 円, 30 戸 を 超 え 50 戸 以 内 の と き は 88,000 円, 50 戸 を 超 え 100 戸 以 内 の と き は 151,000 円, 100 戸 を 超 え 200 戸 以 内 の と き は 249,000 円, 200 戸 を 超 え 300 戸 以 内 の と き は 306,000 円, 300 戸 を 超 え る と き は 326,000 円

オ (略)

(38)から(92)まで (略)	(略)	(略)
(93) <u>建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の16第2号の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和を受け移転の認定の申請に対する審査</u>	(略)	(略)
(94)から(101)まで (略)	(略)	(略)
(102) <u>都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号及び次号において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</u>	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	ア 法第54条第1項第1号に掲げる基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。)であって建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているもの又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。</u>)が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該

		<p>適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り。以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア)から(エ)まで (略) イ及びウ (略)</p>
(103) (略)	(略)	(略)
(104) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<p>ア 判定に係る建築物(住宅以外の部分に限る。以下この号及び次号において同じ。)の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設(以下この号及び次号において「工場等」という。)である場合にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額 (ア) 判定に係る建築物について、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。)に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条</p>

		<p>第1項第1号ただし書に定める方法又は同号イに定める基準(以下この号及び次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは26,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは85,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは125,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは155,000円, 25,000平方メートル以上のときは191,000円</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p>
(105) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	(略)	(略)
(106) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> (以下この号及び次号において「法」という。)第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	(略)	(略)
(107) (略)	(略)	(略)
(108) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する</u>	(略)	(略)

法律第 41 条第 1 項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査		
(109) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく同規則第3条(同規則第7条第2項において準用する場合を含む。)の軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	(略)	(略)
(110)から(135)まで (略)	(略)	(略)

別表第 2 (消防関係)

事務	手数料を徴収する事務	金額
1 (略)	(略)	(略)
2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所, 貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(1) (略)	(略)
	(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	アからエまで (略) オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ, それぞれ次に定める金額 ① 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,180,000円 ② 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外

タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定
屋外タンク貯蔵所 1,410,000
円

③ 危険物の貯蔵最大数量が1万
キロリットル以上5万キロリッ
トル未満の浮き屋根式特定屋外
タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定
屋外タンク貯蔵所 1,590,000
円

④ 危険物の貯蔵最大数量が5万
キロリットル以上10万キロリッ
トル未満の浮き屋根式特定屋外
タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定
屋外タンク貯蔵所 1,950,000
円

⑤ 危険物の貯蔵最大数量が10万
キロリットル以上20万キロリッ
トル未満の浮き屋根式特定屋外
タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定
屋外タンク貯蔵所 2,270,000
円

⑥ 危険物の貯蔵最大数量が20万
キロリットル以上30万キロリッ
トル未満の浮き屋根式特定屋外
タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定
屋外タンク貯蔵所 4,550,000
円

⑦ 危険物の貯蔵最大数量が30万
キロリットル以上40万キロリッ
トル未満の浮き屋根式特定屋外
タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定
屋外タンク貯蔵所 5,820,000
円

⑧ 危険物の貯蔵最大数量が40万
キロリットル以上の浮き屋根式
特定屋外タンク貯蔵所及び浮き
蓋付特定屋外タンク貯蔵所
7,070,000円

カからシまで (略)

	(3) (略)	(略)
3から7まで (略)	(略)	(略)

改正後 (対応する改正前の欄はこの欄の前に記載)

別表第1(第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(36)まで (略)	(略)	(略)
(37) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	<p>ア (略)</p> <p>イ 省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を新築しようとする場合の基準を適用する住宅である場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)であつて、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項に規定する確認書(以下この号において「確認書」という。)若しくは同項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写しの添付がなされたものにあつては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件の申請につき <u>9,000円</u></p> <p>(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 1件の申請(同一の住宅について同時に2以上の申請が行われる場合にあつては、当該2以上の申請)につき、当該住宅の総戸数が5戸以内のときは <u>17,000円</u>、5戸を超え10戸以内のときは <u>28,000円</u>、10戸を超え30戸以内のときは <u>48,000円</u>、30戸を超え50戸以内のときは</p>

		<p>77,000 円, 50 戸を超え 100 戸以内のときは <u>117,000 円</u>, 100 戸を超え 200 戸以内のときは <u>200,000 円</u>, 200 戸を超え 300 戸以内のときは <u>253,000 円</u>, 300 戸を超えるときは <u>287,000 円</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 省令第 1 条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を増築し, 若しくは改築し, 又は長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合の基準を適用する住宅である場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)であつて, 確認書又はその写しの添付がなされたものにあつては, 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ, 当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1 件の申請につき <u>14,000 円</u></p> <p>(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 1 件の申請(同一の住宅について同時に 2 以上の申請が行われる場合にあつては, 当該 2 以上の申請)につき, 当該住宅の総戸数が 5 戸以内のときは <u>26,000 円</u>, 5 戸を超え 10 戸以内のときは <u>43,000 円</u>, 10 戸を超え 30 戸以内のときは <u>72,000 円</u>, 30 戸を超え 50 戸以内のときは <u>115,000 円</u>, 50 戸を超え 100 戸以内のときは <u>176,000 円</u>, 100 戸を超え 200 戸以内のときは <u>300,000 円</u>, 200 戸を超え 300 戸以内のときは <u>380,000 円</u>, 300 戸を超えるときは <u>431,000 円</u></p> <p>オ (略)</p>
(38)から(92)まで (略)	(略)	(略)

<p>(93) <u>建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る敷地と道路との関係に関する特例の認定の申請に対する審査</u></p>	<p>既存の建築物に対する制限の緩和に係る敷地と道路との関係の特例認定申請手数料</p>	<p><u>27,000円</u></p>
<p>(94) <u>建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る道路内の建築制限に関する特例の認定の申請に対する審査</u></p>	<p>既存の建築物に対する制限の緩和に係る道路内の建築制限の特例認定申請手数料</p>	<p><u>27,000円</u></p>
<p>(95) <u>建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和を受ける移転の認定の申請に対する審査</u></p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(96)から(103)まで (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(104) <u>都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号及び次号において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</u></p>	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>ア 法第54条第1項第1号に掲げる基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。)であって建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているもの又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法</p>

		<p>律(平成 27 年法律第 53 号)第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築基準法第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア)から(エ)まで (略) イ及びウ (略)</p>
(105) (略)	(略)	(略)
(106) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第 12 条第 1 項又は第 13 条第 2 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	ア 判定に係る建築物(住宅以外の部分に限る。以下この号及び次号において同じ。)の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設(以下この号及び次号において「工場等」

という。)である場合にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 判定に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。)に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に定める方法又は同号イに定める基準(以下この号及び次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のときは26,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは85,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは125,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは155,000円、25,000平方メートル以上のときは191,000円

(イ) (略)

イ (略)

<p>(107) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	(略)	(略)
<p>(108) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>(以下この号及び次号において「法」という。)第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	(略)	(略)
<p>(109) (略)</p>	(略)	(略)
<p>(110) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	(略)	(略)
<p>(111) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく同規則第3条(同規則第7条第2項において準用する場合を含む。)の軽微な変更に関する書面の交付の申請に対する審査</p>	(略)	(略)
<p>(112)から(137)まで (略)</p>	(略)	(略)

別表第2(消防関係)

事務	手数料を徴収する事務	金額
1 (略)	(略)	(略)
2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所, 貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(1) (略)	(略)
	(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	<p>アからエまで (略)</p> <p>オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ, それぞれ次に定める金額</p> <p>① 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,450,000円</u></p> <p>② 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,720,000円</u></p> <p>③ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,920,000円</u></p> <p>④ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,360,000円</u></p> <p>⑤ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリッ</p>

		<p>トル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,740,000</u> 円</p> <p>⑥ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,640,000</u> 円</p> <p>⑦ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>7,240,000</u> 円</p> <p>⑧ 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>8,790,000</u> 円</p> <p>カからシまで (略)</p>
	(3) (略)	(略)
3から7まで (略)	(略)	(略)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1第37号の改正規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1第37号及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった手続に係る手数料について適用し、同日前に申請のあった手続に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第18号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名	起点(番地先)	延長(m)	幅員	最大(m)
	終点(番地先)			最小(m)
1-4538号線	台宿二丁目611番17	38.96		8.00
	台宿二丁目611番16			5.00

令和6年2月29日提出

取手市長 中村 修

提案理由

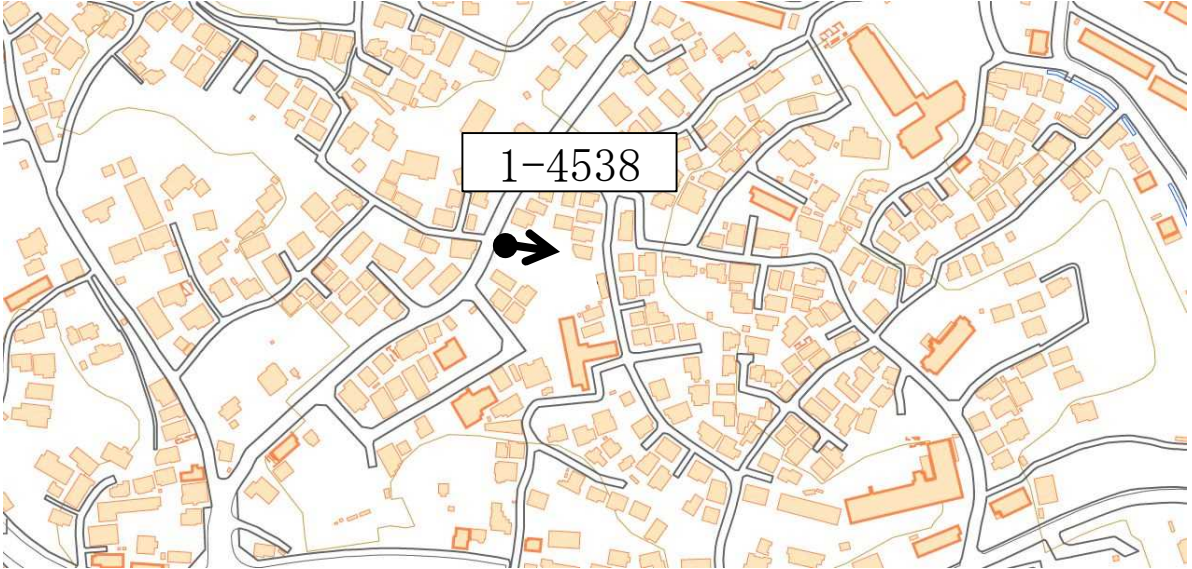
開発行為により市に帰属した道路について、当該路線を市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。

位置図



出典：国土地理院

認定図



出典：国土地理院

凡例		
路線番号	延長	幅員
1-4538	38.96m	5.00m～8.00m
起点 ● ・ 終点 →		

議案第19号

市道路線の変更について

市道路線を次のとおり変更することについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名		起点 (番地先)	延長(m)	幅員	最大(m)	変更区
		終点 (番地先)			最小(m)	
1-2026 号線	変更前	戸頭 1302 番 2	808.70		8.40	1
		戸頭 2320 番 2			2.50	
	変更後	戸頭 1302 番 2	370.00		4.30	
		戸頭 2154 番 2			2.80	
2-3081 号線	変更前	上萱場 140 番 1	451.00		5.50	2
		下萱場 1312 番 1			3.20	
	変更後	上萱場 2164 番	466.00		6.00	
		下萱場 1312 番 1			3.20	
2-4590 号線	変更前	小浮気 140 番 1	354.40		5.00	3
		小浮気 130 番			3.30	
	変更後	小浮気 140 番 1	219.40		5.00	
		小浮気 134 番 2			3.30	

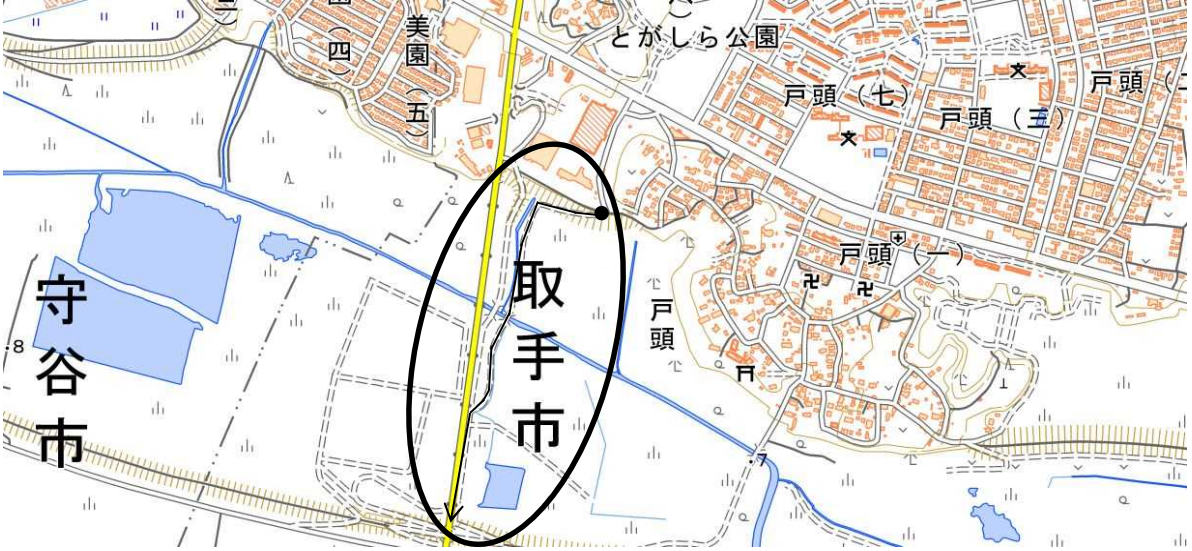
令和6年2月29日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

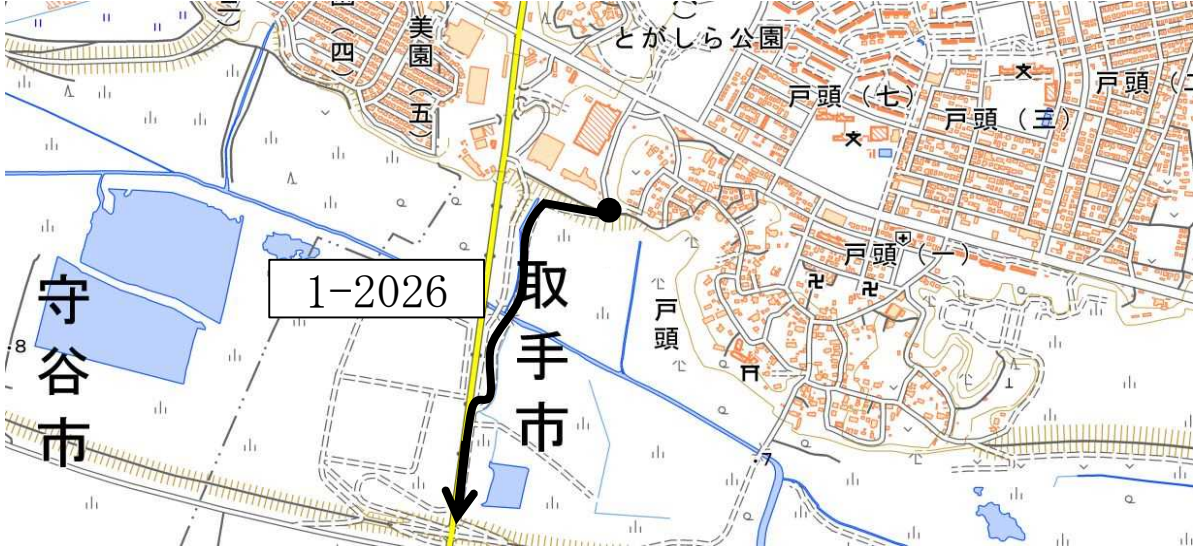
稲戸井調節池事業及び県道谷田部・藤代線整備工事並びに開発行為等により、路線を変更するため、議会の議決を求めるものです。

位置図 1



出典：国土地理院

変更図 1 (変更前)



出典：国土地理院

凡例		
路線番号	延長	幅員
1-2026	808.70m	2.50m～8.40m
起点 ● ・ 終点 →		

変更図 1 (変更後)



出典：国土地理院

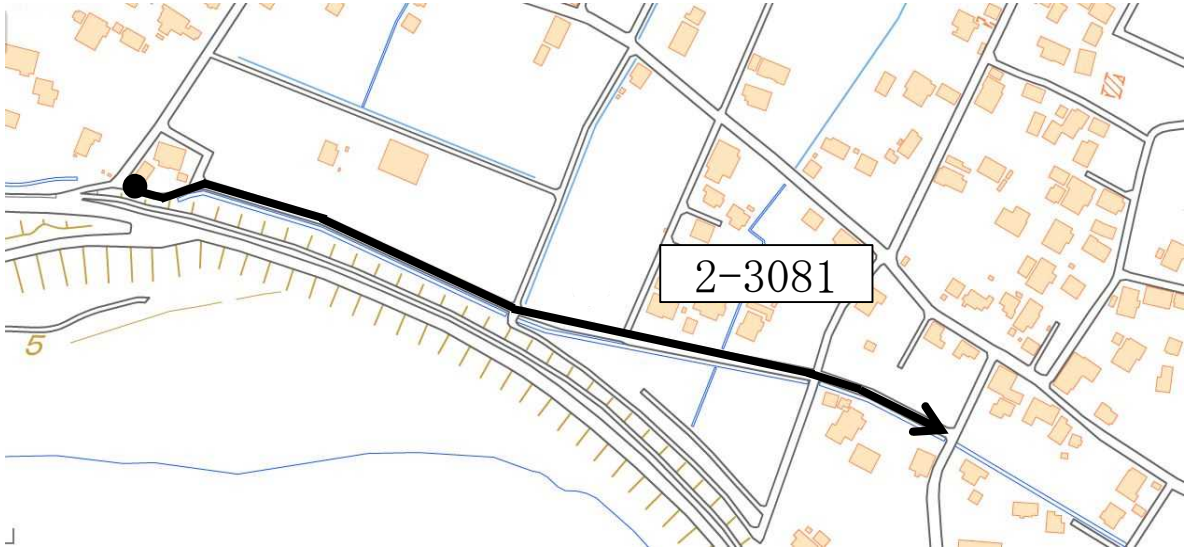
凡例		
路線番号	延長	幅員
1-2026	370.00m	2.80m～4.30m
起点 ● ・ 終点 →		

位置図 2



出典：国土地理院

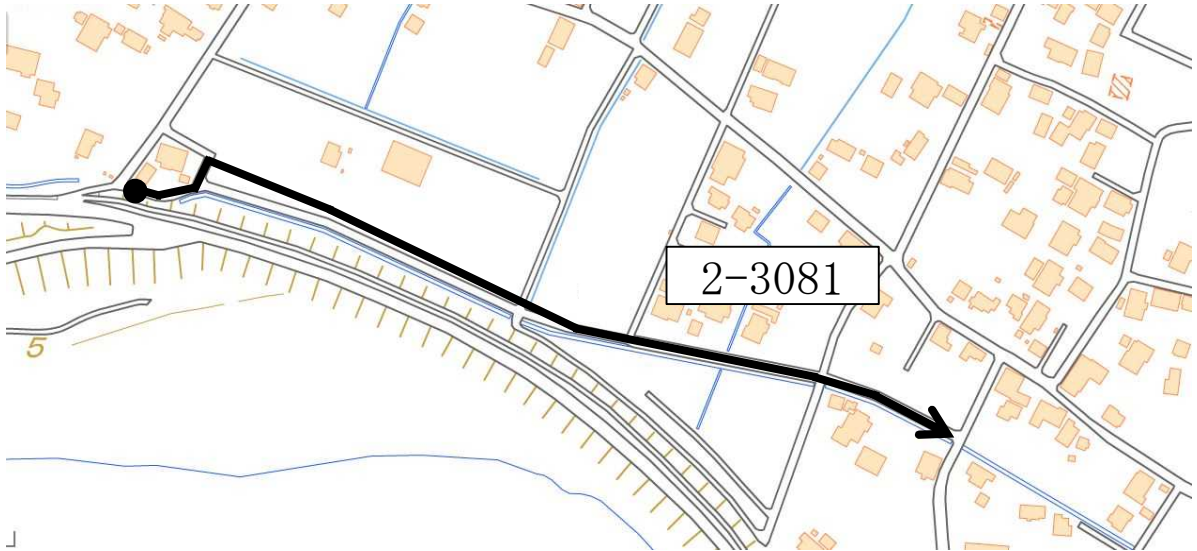
変更図 2 (変更前)



出典：国土地理院

凡例		
路線番号	延長	幅員
2-3081	451.00m	3.20m~5.50m
起点 ● ・ 終点 →		

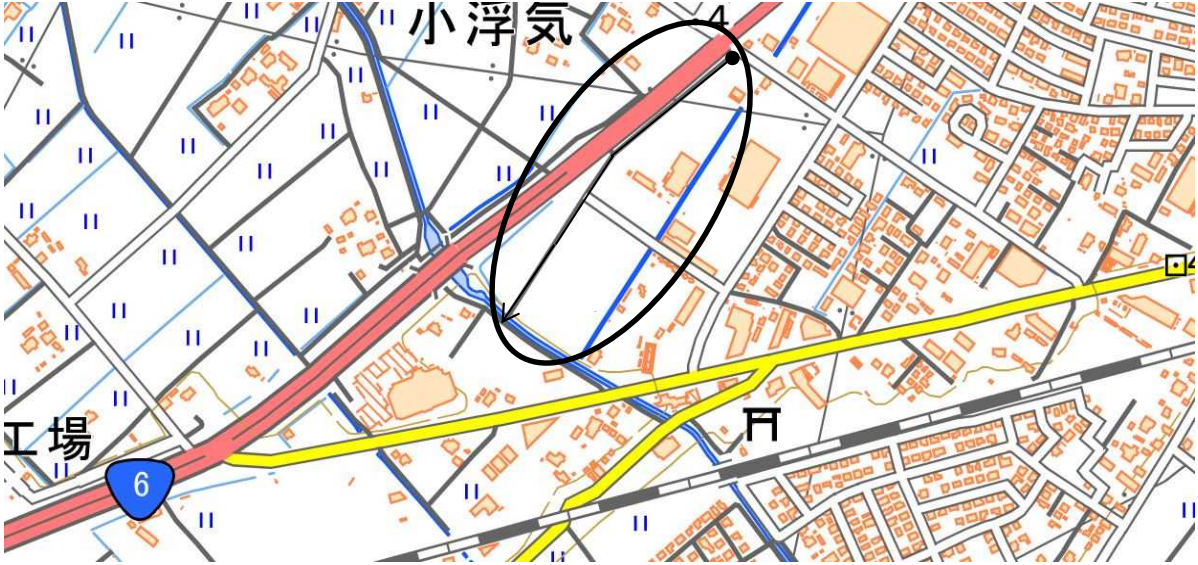
変更図 2 (変更後)



出典：国土地理院

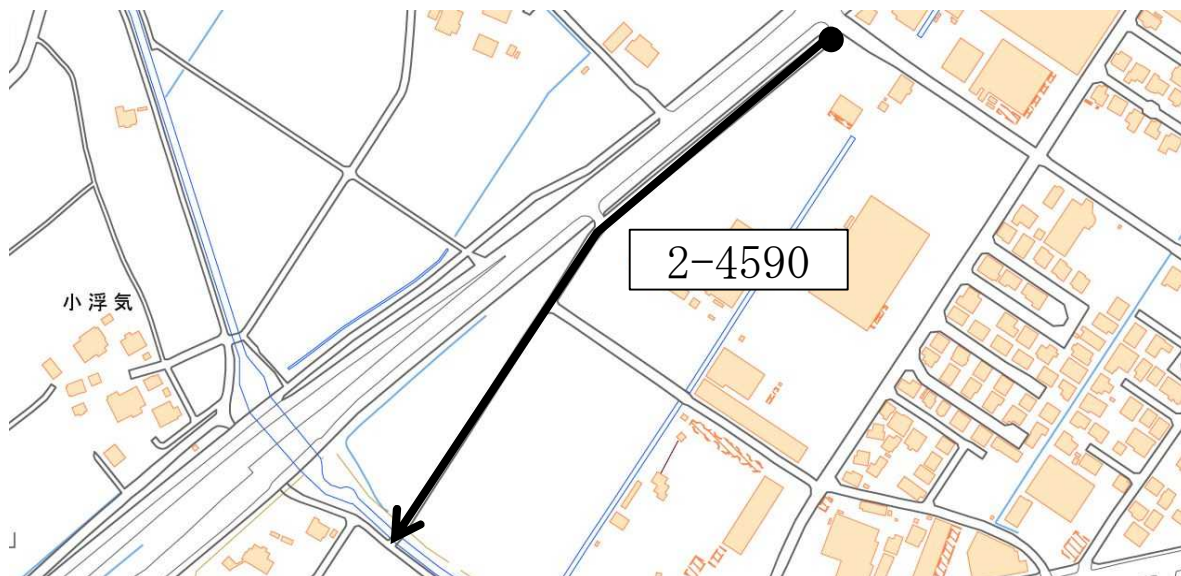
凡例		
路線番号	延長	幅員
2-3081	466.00m	3.20m~6.00m
起点 ● ・ 終点 →		

位置図 3



出典：国土地理院

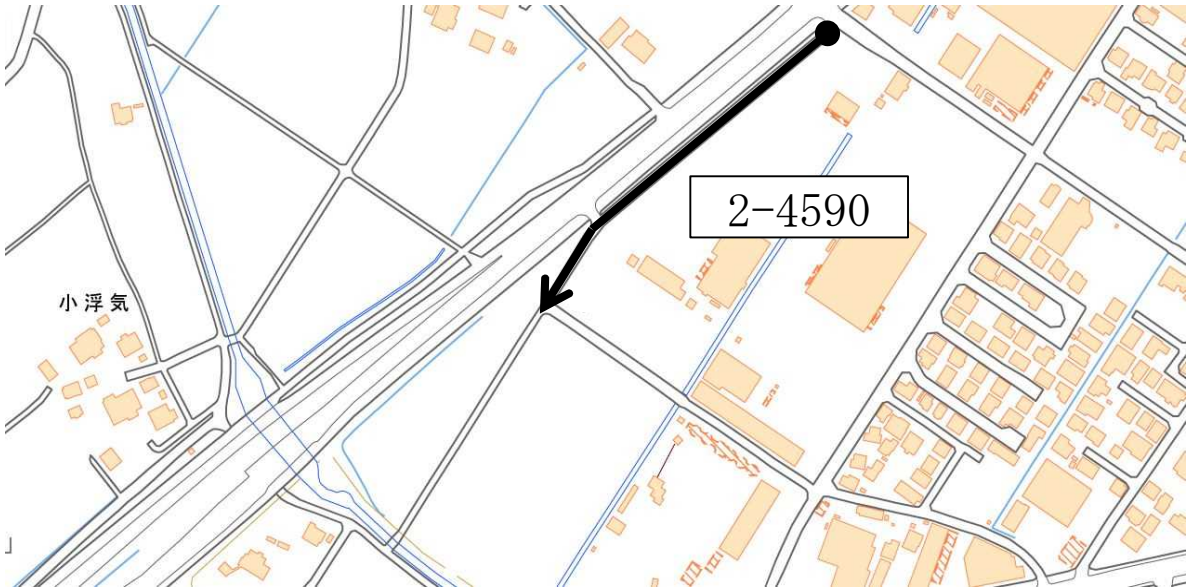
変更図 3 (変更前)



出典：国土地理院

凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4590	354.40m	3.30m~5.00m
起点 ● ・ 終点 →		

変更図 3 (変更後)



出典：国土地理院

凡例		
路線番号	延長	幅員
2-4590	219.40m	3.30m~5.00m
起点 ● ・ 終点 →		

議案第20号

市道路線の廃止について

市道路線を次のとおり廃止することについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名	起点（番地先）	延長（m）	幅員	最大（m）	廃止図
	終点（番地先）			最小（m）	
1-1384 号線	新取手三丁目 4413 番	28.70		2.40	1
	新取手三丁目 4283 番			1.00	
1-2246 号線	戸頭 1974 番 1	541.00		5.20	2
	戸頭 1955 番 1			2.00	
1-2247 号線	戸頭 1746 番 3	309.10		4.00	
	戸頭 1943 番			2.20	

令和6年2月29日提出

取手市長 中村 修

提案理由

道路としての機能を有していない市道路線及び稲戸井調節池事業により道路としての機能を有さなくなる市道路線を廃止するため、議会の議決を求めるものです。

位置図 1



出典：国土地理院

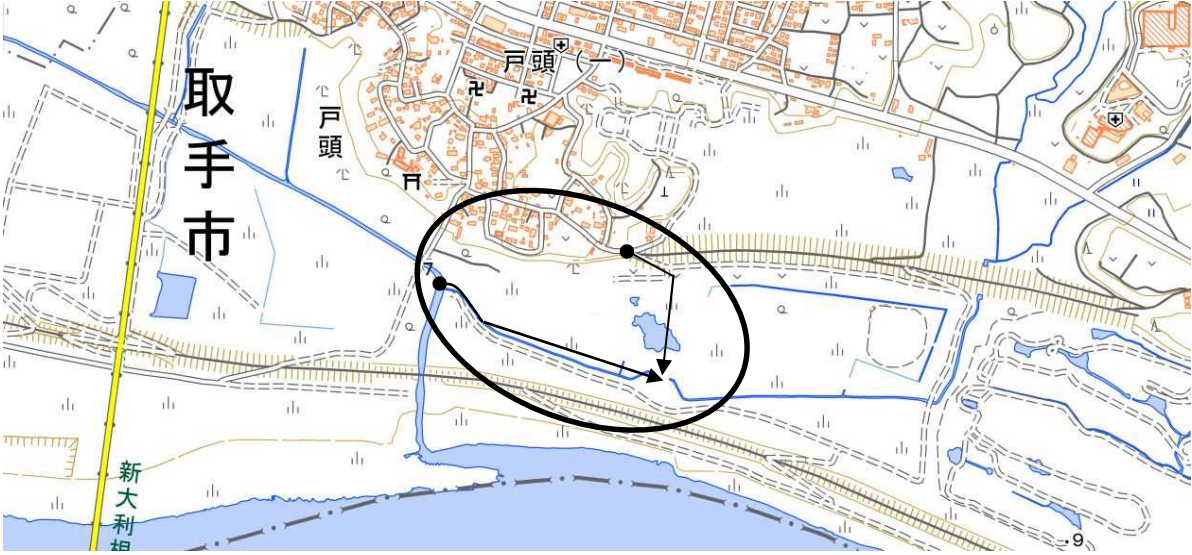
廃止図 1



出典：国土地理院

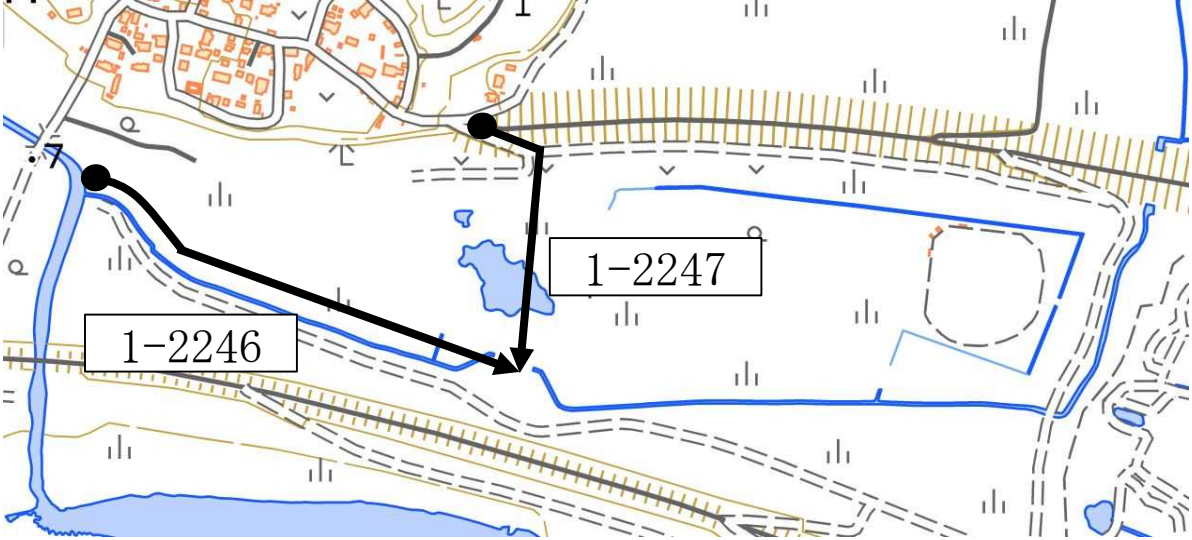
凡例		
路線番号	延長	幅員
1-1384	28.70m	1.00m～2.40m
起点 ● ・ 終点 ➡		

位置図 2



出典：国土地理院

廃止図 2



出典：国土地理院

凡例		
路線番号	延長	幅員
1-2246	541.00m	2.00m～5.20m
1-2247	309.10m	2.20m～4.00m
起点 ● ・ 終点 →		

議案第 21 号

取手小学校他 7 校小学校教師用デジタル教科書・教師用指導書の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 財産の内容 | 取手小学校他 7 校小学校教師用デジタル教科書・教師用指導書 |
| 2 取得金額 | 金 25,387,340 円 |
| 3 契約の相手方 | 茨城県取手市取手二丁目 14 番 30-2 号
株式会社海老原
代表取締役 海老原 友一 |
| 4 契約方法 | 特命随意契約 |

令和 6 年 2 月 29 日提出

取手市長 中村 修

契約についての説明資料

- 1 品 名 取手小学校他 7 校小学校教師用デジタル教科書・教師用指導書
- 2 納入場所 取手市立取手小学校、白山小学校、取手東小学校、寺原小学校、永山小学校、取手西小学校、戸頭小学校、高井小学校（小学校 8 校）
- 3 取得理由
小学校教科書の全面改訂に伴う令和 6 年度からの学習指導の準備のため、令和 5 年度中に改訂に対応した教師用のデジタル教科書及び指導書を購入し、市立小学校に配備するものです。
- 4 取得数
教師用デジタル教科書 4 1 6 セット
教師用指導書 4 6 5 冊
- 5 納入期限 令和 6 年 3 月 2 7 日
- 6 見積合せ業者（特命随意契約）
株式会社海老原

見 積 調 書

(単位：円)

件 名	取手小学校他 7 校小学校教師用デジタル教科書、教師用指導書購入		
履行場所	取手市立取手小学校、白山小学校、取手東小学校、寺原小学校、永山小学校、取手西小学校、戸頭小学校、高井小学校 (小学校 8 校)	契約方法	特命随意契約
見積合せ会場	取手市役所新庁舎 302 会議室	見積合せ日時	令和 6 年 2 月 2 日 午前 9 時
予定価格	¥25,387,340	見積書比較価格	¥23,079,400
見積者		見積第 1 回	
株式会社海老原		¥23,079,400	落札
上記金額は、見積者が見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額である。			
契約金額	¥25,387,340 円	請負者氏名	株式会社海老原
仮契約年月日	令和 6 年 2 月 2 日	契約期間	自 議会の議決の日の翌日 至 令和 6 年 3 月 27 日

議案第 2 2 号

令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 1 1 号）

令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 1 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 2 4, 6 0 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 7, 5 9 5, 5 2 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 6 年 2 月 2 9 日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		8,602,383	324,572	8,926,955
	2 国庫補助金	2,906,159	324,572	3,230,731
21 諸収入		788,661	35	788,696
	6 雑入	618,451	35	618,486
歳入合計		47,270,919	324,607	47,595,526

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		18,444,994	324,607	18,769,601
	1 社会福祉費	9,078,541	324,607	9,403,148
歳出合計		47,270,919	324,607	47,595,526

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

(追 加)

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	物価高騰対応重点支援臨時給付金給付事業	202,919
		低所得者支援及び定額減税を補足する給付金給付事業	324,607

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	8,602,383	324,572	8,926,955
21 諸収入	788,661	35	788,696
歳入合計	47,270,919	324,607	47,595,526

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	18,444,994	324,607	18,769,601	324,572		35	
歳出合計	47,270,919	324,607	47,595,526	324,572		35	

2 歳 入
 (款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	1,861,333	324,572	2,185,905	2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	324,572	・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠分） 324,572
計	2,906,159	324,572	3,230,731			

(款) 21 諸収入 (項) 6 雑入

5 雑 入	194,728	35	194,763	5 民 生 費 雑 入	35	・雇用保険料本人負担分 35 増
計	618,451	35	618,486			

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
1 社会福祉 総務費	324,607 (2,539,770) (2,864,377)	324,572 国庫支出金 324,572		35 諸収入 35			
					1 報酬	4,177	61 低所得者支援及び定額減税を補足する給付事業に要する経費
					3 職員手当等	4,871	
					4 共済費	1,016	
					8 旅費	310	報酬 (4,177)
					1 費用弁償	310	・会計年度任用職員報酬 4,177
					10 需用費	617	職員手当等 (4,871)
					1 消耗品費	550	時間外勤務手当 2,520
					4 印刷製本費	67	期末手当 1,280
					11 役務費	1,875	勤勉手当 1,071
					1 通信運搬費	1,431	共済費 (1,016)
					4 手数料	444	共済組合負担金 365
					12 委託料	1,540	雇用保険料 90
					13 使用料及び賃借料	201	厚生年金保険料 539
					18 負担金、補助及び交付金	310,000	子ども・子育て拠出金 22
							旅費 (310)
							費用弁償 310
							需用費 (617)
							消耗品費 550
							印刷製本費 67
							役務費 (1,875)
							通信運搬費 1,431
							手数料 444
							委託料 (1,540)
							・給付金システム処理業務委託料 1,540
							使用料及び賃借料 (201)
							・パソコン使用料 201
							負担金、補助及び交付金 (310,000)

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉 総務費							<ul style="list-style-type: none"> ・物価高騰対応重点支援臨時給付金（こども加算分） 75,000 ・物価高騰対応重点支援臨時給付金（住民税均等割のみ世帯分） 220,000 ・物価高騰対応重点支援臨時給付金（住民税均等割のみ世帯・こども加算分） 15,000 	
項計	324,607 (9,078,541) (9,403,148)	324,572		35				
款計	324,607 (18,444,994) (18,769,601)	324,572		35				
歳出合計	324,607 (47,270,919) (47,595,526)	324,572		35				

給 与 費 明 細 書

一 般 職
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(896) 738	962,269	2,903,857	2,743,119	6,609,245	1,138,426	7,747,671	
補 正 後	(897) 738	966,446	2,903,857	2,747,990	6,618,293	1,139,442	7,757,735	
比 較	(1)	4,177		4,871	9,048	1,016	10,064	

※ () 内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	73,300	57,000	48,800	113,400	12,980	228,361	40,000
	補 正 後	73,300	57,000	48,800	113,400	12,980	230,881	40,000
	比 較						2,520	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	751,440	566,178	461,666	338,862	35,000	11,847	4,285
	補 正 後	752,720	567,249	461,666	338,862	35,000	11,847	4,285
比 較	1,280	1,071						

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(92) 738		2,903,857	2,678,445	5,582,302	1,042,860	6,625,162	
補 正 後	(92) 738		2,903,857	2,680,965	5,584,822	1,042,860	6,627,682	
比 較				2,520	2,520		2,520	

※（ ）内は、再任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	73,300	57,000	48,800	113,400	12,980	228,361	40,000
	補 正 後	73,300	57,000	48,800	113,400	12,980	230,881	40,000
	比 較						2,520	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	686,766	566,178	461,666	338,862	35,000	11,847	4,285
	補 正 後	686,766	566,178	461,666	338,862	35,000	11,847	4,285
	比 較							

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(804)	962,269		64,674	1,026,943	95,566	1,122,509	
補 正 後	(805)	966,446		67,025	1,033,471	96,582	1,130,053	
比 較	(1)	4,177		2,351	6,528	1,016	7,544	

※（ ）内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	64,674						
	補 正 後	65,954	1,071					
	比 較	1,280	1,071					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
職員手当	4,871	制度改正に伴う増減分	扶養 千円 期末 千円 通勤 勤勉 住居 退・手・負 管理職 地域 特勤 休日 時間外 夜間 児童 管理職特勤	
		その他の増減分	4,871	扶養 千円 期末 1,280 千円 通勤 勤勉 1,071 住居 退・手・負 管理職 地域 特勤 休日 時間外 2,520 夜間 児童 管理職特勤

議案第 2 3 号

令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 1 2 号）

令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 1 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 9 1 5, 5 3 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 9, 5 1 1, 0 6 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 既定の債務負担行為の変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 既定の地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 2 月 2 9 日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		13,611,701	238,087	13,849,788
	1 市 民 税	6,471,908	238,087	6,709,995
10 地 方 特 例 交 付 金		97,121	1,929	99,050
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方 税減収補てん特別交付金		1,929	1,929
11 地 方 交 付 税		8,980,921	255,853	9,236,774
	1 地 方 交 付 税	8,980,921	255,853	9,236,774
14 使 用 料 及 び 手 数 料		298,694	△2,156	296,538
	2 手 数 料	93,851	△2,156	91,695
15 国 庫 支 出 金		8,926,955	439,006	9,365,961
	1 国 庫 負 担 金	5,674,016	228,839	5,902,855
	2 国 庫 補 助 金	3,230,731	210,167	3,440,898
16 県 支 出 金		3,039,332	△187,960	2,851,372
	1 県 負 担 金	2,150,904	△125,153	2,025,751
	2 県 補 助 金	704,929	△62,807	642,122
17 財 産 収 入		52,078	57,736	109,814
	1 財 産 運 用 収 入	45,388	10,342	55,730
	2 財 産 売 払 収 入	6,690	47,394	54,084
18 寄 附 金		1,526,069	100,862	1,626,931
	1 寄 附 金	1,526,069	100,862	1,626,931
19 繰 入 金		2,668,527	△505,246	2,163,281
	2 基 金 繰 入 金	2,531,039	△505,246	2,025,793

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
21 諸 収 入		788,696	41,826	830,522
	4 受 託 事 業 収 入	52,508	1,835	54,343
	5 収 益 事 業 収 入	20,000	40,000	60,000
	6 雑 入	618,486	△9	618,477
22 市 債		2,658,936	1,475,600	4,134,536
	1 市 債	2,658,936	1,475,600	4,134,536
歳 入 合 計		47,595,526	1,915,537	49,511,063

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		9,490,067	305,875	9,795,942
	1 総 務 管 理 費	8,566,171	305,875	8,872,046
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	310,738		310,738
3 民 生 費		18,769,601	△91,143	18,678,458
	1 社 会 福 祉 費	9,403,148	26,337	9,429,485
	2 児 童 福 祉 費	6,512,896	118,805	6,631,701
	3 生 活 保 護 費	2,461,103	29,000	2,490,103
	4 災 害 救 助 費	392,454	△265,285	127,169
4 衛 生 費		2,627,948	△223,152	2,404,796
	1 保 健 衛 生 費	1,752,636	△34,035	1,718,601
	2 清 掃 費	874,035	△189,148	684,887
	3 上 水 道 費	1,277	31	1,308
5 農 林 水 産 業 費		339,400	△6,437	332,963
	1 農 業 費	339,400	△6,437	332,963
6 商 工 費		400,663	△6,983	393,680
	1 商 工 費	400,663	△6,983	393,680
7 土 木 費		4,982,088	△106,795	4,875,293
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,058,450	△42,862	1,015,588
	3 都 市 計 画 費	3,692,602	△49,433	3,643,169
	4 住 宅 費	91,351	△14,500	76,851
8 消 防 費		1,799,225	△372	1,798,853
	1 消 防 費	1,799,225	△372	1,798,853

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教 育 費		4,418,790	2,043,895	6,462,685
	1 教 育 総 務 費	1,075,469	422	1,075,891
	2 小 学 校 費	927,796	1,895,946	2,823,742
	3 中 学 校 費	485,113	152,505	637,618
	5 社 会 教 育 費	1,274,326	△4,967	1,269,359
	6 保 健 体 育 費	613,855	△11	613,844
10 災 害 復 旧 費		75,824		75,824
	3 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	70,001		70,001
12 諸 支 出 金		10	649	659
	1 土 地 開 発 基 金 費	10	649	659
歳 出 合 計		47,595,526	1,915,537	49,511,063

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

(追 加)

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	戸籍・住民基本台帳システム改修事業	24,178
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	5,000
7 土 木 費	2 道 路 橋 り ょ う 費	市道修繕事業	5,720
		橋りょう長寿命化事業	9,386
		井野団地外周道路（市道0115号線他）道路改良事業	58,500
		井野台四丁目（市道3276号線他）道路改良事業	68,008
		米ノ井弁才天（市道0203号線）道路改良事業	101,581
		井野台一丁目（市道4113号線他）通学路整備事業	37,970
	3 都 市 計 画 費	桑原地区整備推進事業	44,103
		地籍調査事業	22,100
8 消 防 費	1 消 防 費	はしご車保守点検事業	41,800
9 教 育 費	2 小 学 校 費	小学校遊具安全対策事業	36,000
		白山小学校校舎・体育館長寿命化改良事業	1,023,880
		高井小学校校舎増築事業	807,600
		戸頭小学校バリアフリー改修事業	35,000
	3 中 学 校 費	藤代南中学校エレベーター設置事業	152,530
10 災 害 復 旧 費	3 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	道路橋りょう災害復旧事業	57,911

第 3 表 債務負担行為補正

(変 更)

(単位 千円)

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
ふるさと取手応援寄附受付等 業務委託	令和 5年度から 令和 6年度まで	協定等に基づく 業務委託経費	ふるさと取手応援寄附受付等 業務委託	令和 5年度から 令和 9年度まで	協定等に基づく 業務委託経費
保育所機械警備業務委託	令和 5年度から 令和 10年度まで	1,850	保育所機械警備業務委託	令和 5年度から 令和 10年度まで	2,376
生活保護等版レセプト管理 システムソフト使用料	令和 5年度から 令和 7年度まで	1,056	生活保護等版レセプト管理 システムソフト使用料	令和 5年度から 令和 7年度まで	1,584
小中学校基本ソフトウェア 使用料	令和 5年度から 令和 6年度まで	5,830	小中学校基本ソフトウェア 使用料	令和 5年度から 令和 6年度まで	6,505

第 4 表 地 方 債 補 正

(追 加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
中 学 校 施 設 整 備 事 業	41,900	普通貸借	3.0%以内	30年以内
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	77,200	又 は 証券発行	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(変 更)

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
市 道 整 備 事 業	28,800	普通貸借 又 は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	232,800	普通貸借 又 は 証券発行	3.0%以内	30年以内
都 市 公 園 整 備 事 業	24,500				24,300			
都 市 排 水 路 整 備 事 業	6,100				3,000			
消 防 防 災 設 備 整 備 事 業	72,900				72,500			
小 学 校 施 設 整 備 事 業	18,000				1,225,400			
旧 取 手 第 一 中 学 校 体 育 館 整 備 事 業	14,900				15,100			
合 併 特 例 債	1,953,900				1,966,700			
緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業	70,000				68,100			

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害援護資金貸付債	68,000	普通貸借	無利子	11年以内 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき茨城県が定めた融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還することができる。	5,700	普通貸借	無利子	11年以内 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき茨城県が定めた融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還することができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	13,611,701	238,087	13,849,788
10 地 方 特 例 交 付 金	97,121	1,929	99,050
11 地 方 交 付 税	8,980,921	255,853	9,236,774
14 使 用 料 及 び 手 数 料	298,694	△2,156	296,538
15 国 庫 支 出 金	8,926,955	439,006	9,365,961
16 県 支 出 金	3,039,332	△187,960	2,851,372
17 財 産 収 入	52,078	57,736	109,814
18 寄 附 金	1,526,069	100,862	1,626,931
19 繰 入 金	2,668,527	△505,246	2,163,281
21 諸 収 入	788,696	41,826	830,522
22 市 債	2,658,936	1,475,600	4,134,536
歳 入 合 計	47,595,526	1,915,537	49,511,063

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	9,490,067	305,875	9,795,942	△763		156,667	149,971
3 民 生 費	18,769,601	△91,143	18,678,458	△47,261	△62,300	1,173	17,245
4 衛 生 費	2,627,948	△223,152	2,404,796	△84,226		△2,663	△136,263
5 農 林 水 産 業 費	339,400	△6,437	332,963	△7,261		21	803
6 商 工 費	400,663	△6,983	393,680	△905		△2,318	△3,760
7 土 木 費	4,982,088	△106,795	4,875,293	△51,986	△49,500	△2,559	△2,750
8 消 防 費	1,799,225	△372	1,798,853	△748	△400	930	△154
9 教 育 費	4,418,790	2,043,895	6,462,685	439,419	1,588,100	△1,873	18,249
10 災 害 復 旧 費	75,824		75,824		△300		300
12 諸 支 出 金	10	649	659			649	
歳 出 合 計	47,595,526	1,915,537	49,511,063	246,269	1,475,600	150,027	43,641

2 歳 入

(款) 1 市税

(項) 1 市民税

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 個 人	5,679,562	119,411	5,798,973	1 現 年 課 税 分	119,411	・所得割 119,411 増
2 法 人	792,346	118,676	911,022	1 現 年 課 税 分	118,676	・法人税割 118,676 増
計	6,471,908	238,087	6,709,995			

(款) 10 地方特例交付金

(項) 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金

1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	0	1,929	1,929	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	1,929	・新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金 1,929
計	0	1,929	1,929			

(款) 11 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1 地方交付税	8,980,921	255,853	9,236,774	1 地方交付税	255,853	・普通交付税 255,853 増
計	8,980,921	255,853	9,236,774			

(款) 14 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

2 衛生手数料	42,059	△2,156	39,903	2 し尿処理手数料	△2,156	・し尿処理手数料 2,156 減
計	93,851	△2,156	91,695			

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	5,430,754	93,893	5,524,647	1 社会福祉費負担金	9,822	・自立支援医療給付費負担金 2,885 増 ・生活困窮者自立相談支援費負担金 6,937 増
				2 児童扶養手当負担金	1,012	・児童扶養手当負担金(過年度) 1,012
				3 児童手当負担金	5,841	・児童手当負担金(過年度) 5,841
				4 児童福祉費負担金	56,015	・子どものための教育・保育給付費負担金 56,015 増
				5 生活保護費負担金	21,750	・生活保護費負担金 21,750 増
				6 国民健康保険事業費負担金	△547	・保険基盤安定負担金 2,650 減 ・未就学児均等割保険料負担金 2,103
3 教育費国庫負担金	0	134,946	134,946	1 小学校費負担金	134,946	・公立学校施設整備費負担金 134,946
計	5,674,016	228,839	5,902,855			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	2,185,905	20,278	2,206,183	1 総務費補助金	△1,031	・社会保障・税番号制度システム整備費補助金 2,398 増 ・個人番号カード交付事務費補助金 3,429 減
				2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	21,309	・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 21,309
2 民生費国庫補助金	239,459	1,052	240,511	1 社会福祉費補助金	1,052	・成年後見制度利用促進体制整備推進事業費補助金 1,052
3 衛生費国庫補助金	463,075	△94,344	368,731	2 予防費補助金	△1,638	・緊急風しん抗体検査等事業費補助金 1,638 減
				6 清掃費補助金	△92,706	・災害等廃棄物処理事業費補助金 92,706 減
4 土木費国庫補助金	194,833	△63,651	131,182	1 市道整備事業費補助金	△56,377	・防災・安全交付金（インフラ老朽化対策分） 4,853 減 ・防災・安全交付金（生活空間の安全確保分） 51,524 減
				2 建築指導費補助金	△3,985	・社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成分） 535 減 ・社会資本整備総合交付金（地域防災拠点建築物整備緊急促進事業分） 3,450 減
				3 公園緑地費補助金	△247	・社会資本整備総合交付金（公園施設長寿命化対策支援事業分） 247 減
				4 住宅費補助金	△3,042	・社会資本整備総合交付金（地域住宅交付金分） 3,042 減
5 消防費国庫補助金	17,190	△748	16,442	1 消防費補助金	△748	・消防団設備整備費補助金 748 減
6 教育費国庫補助金	130,269	347,580	477,849	1 事務局費補助金	1,181	・公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金 1,181 増
				3 小学校費補助金	188,805	・理科教育設備整備費等補助金 39 減 ・学校施設環境改善交付金 188,844
				4 中学校費補助金	55,544	・理科教育設備整備費等補助金 33 減 ・学校施設環境改善交付金 55,577
				6 社会教育費補助金	102,302	・子ども・子育て支援整備交付金 102,302 増
				7 保健体育費補助金	△252	・社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成分） 252 減
計	3,230,731	210,167	3,440,898			

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

2 民生費県負担金	2,148,867	△139,358	2,009,509	1 社会福祉費負担金	1,442	・自立支援医療給付費負担金 1,442 増
-----------	-----------	----------	-----------	------------	-------	-----------------------

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県負担金				3 児童福祉費負担金	23,835	・子どものための教育・保育給付費負担金 23,835 増
				5 国民健康保険事業費負担金	△4,224	・保険基盤安定負担金 5,276 減 ・未就学児均等割保険料負担金 1,052
				6 後期高齢者医療事業費負担金	5,354	・保険基盤安定対策費負担金 5,354 増
				8 災害救助費負担金	△165,765	・災害救助費繰替支弁費交付金 165,765 減
4 土木費県負担金	637	14,205	14,842	1 地籍調査費負担金	14,205	・地籍調査費負担金 14,205 増
計	2,150,904	△125,153	2,025,751			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	485,443	△9,549	475,894	3 医療福祉費補助金	1,803	・医療福祉医療費 1,803 増
				4 児童福祉費補助金	2,648	・多子世帯保育料軽減事業補助金 2,214 増 ・子どものための教育・保育給付費補助金 434 増
				5 災害救助費補助金	△14,000	・被災者生活再建支援制度補助金 14,000 減
3 衛生費県補助金	28,556	285	28,841	1 保健衛生費補助金	285	・がん予防・検診促進事業費補助金 285
6 土木費県補助金	21,095	△2,540	18,555	1 建築指導費補助金	△2,540	・木造住宅耐震化支援事業費補助金 240 減 ・大規模建築物等耐震化支援事業補助金 2,300 減
7 教育費県補助金	117,624	△51,003	66,621	3 社会教育費補助金	△51,003	・子ども・子育て支援整備交付金 49,770 減 ・地域の教育支援体制等構築事業費補助金 1,233 減
計	704,929	△62,807	642,122			

(款) 17 財産収入

(項) 1 財産運用収入

2 利子及び配当金	217	10,342	10,559	1 利子及び配当金	10,342	・財政調整基金利子 3,026 増
						・土地開発基金利子 649 増
						・奨学基金利子 17 増
						・学校施設整備基金利子 405 増
						・減債基金利子 1,903 増
						・みどりの基金利子 53 増
						・地域福祉基金利子 320 増
						・公共施設整備基金利子 1,248 増
						・ふるさと取手応援基金利子 1,219 増

(款) 17 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 利子及び配当金						・森林環境譲与税基金利子 21 増 ・地域振興基金利子 1,481 増
計	45,388	10,342	55,730			

(款) 17 財産収入

(項) 2 財産売却収入

1 不動産売却収入	3,001	47,394	50,395	1 土地売却収入	47,394	・普通財産売却収入 47,394 増
計	6,690	47,394	54,084			

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

1 一般寄附金	1	49	50	1 一般寄附金	49	・一般寄附金 49 増
2 総務費寄附金	1,526,007	100,025	1,626,032	1 総務費寄附金	100,025	・平和基金寄附金 25 増 ・ふるさと取手応援基金寄附金 100,000 増
3 民生費寄附金	1	718	719	1 民生費寄附金	718	・民生費寄附金 718 増
7 土木費寄附金	50	70	120	1 土木費寄附金	70	・みどりの基金寄附金 70 増
計	1,526,069	100,862	1,626,931			

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	970,622	△544,448	426,174	1 財政調整基金繰入金	△544,448	・財政調整基金繰入金 544,448 減
3 みどりの基金繰入金	2,455	△718	1,737	1 みどりの基金繰入金	△718	・みどりの基金繰入金 718 減
4 公共施設整備基金繰入金	66,186	△4,053	62,133	1 公共施設整備基金繰入金	△4,053	・公共施設整備基金繰入金 4,053 減
5 学校施設整備基金繰入金	15,410	△1,138	14,272	1 学校施設整備基金繰入金	△1,138	・学校施設整備基金繰入金 1,138 減
6 ふるさと取手応援基金繰入金	1,294,777	45,741	1,340,518	1 ふるさと取手応援基金繰入金	45,741	・ふるさと取手応援基金繰入金 45,741 増
7 環境基金繰入金	25	△20	5	1 環境基金繰入金	△20	・環境基金繰入金 20 減
8 平和基金繰入金	56	△9	47	1 平和基金繰入金	△9	・平和基金繰入金 9 減
9 地域福祉基金繰入金	14,166	△2,390	11,776	1 地域福祉基金繰入金	△2,390	・地域福祉基金繰入金 2,390 減

(款) 19 繰入金 (項) 2 基金繰入金 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
10 森林環境譲与税基金繰入金	17,342	1,789	19,131	1 森林環境譲与税基金繰入金	1,789	・森林環境譲与税基金繰入金 1,789 増
計	2,531,039	△505,246	2,025,793			

(款) 21 諸収入 (項) 4 受託事業収入

1 民生費受託事業収入	47,774	1,835	49,609	3 一体的実施事業受託収入	1,835	・高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業受託収入 1,835
計	52,508	1,835	54,343			

(款) 21 諸収入 (項) 5 収益事業収入

1 競輪事業特別会計繰入金	20,000	40,000	60,000	1 競輪事業特別会計繰入金	40,000	・競輪事業特別会計繰入金 40,000 増
計	20,000	40,000	60,000			

(款) 21 諸収入 (項) 6 雑入

5 雑入	194,763	△9	194,754	4 総務費雑入	△16	・樹木病虫害被害対応負担金 8 減 ・戦争体験記売却代 7 減 ・送料個人負担分 1 減
				9 土木費雑入	7	・巨木本売却代 7 増
計	618,486	△9	618,477			

(款) 22 市債 (項) 1 市債

2 土木債	59,400	200,700	260,100	1 市道整備事業債	204,000	・市道整備事業債 204,000 増
				2 公園緑地整備事業債	△200	・都市公園整備事業債 200 減
				3 都市計画事業債	△3,100	・都市排水路整備事業債 3,100 減
3 消防債	72,900	△400	72,500	1 消防防災設備整備事業債	△400	・消防防災設備整備事業債 400 減
4 教育債	32,900	1,249,500	1,282,400	1 小学校施設整備事業債	1,207,400	・小学校施設整備事業債 1,207,400 増

(款) 22 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 教育債				2 保健体育施設整備事業債	200	・旧取手第一中学校体育館整備事業債 200 増
				4 中学校施設整備事業債	41,900	・中学校施設整備事業債 41,900
5 合併特例債	1,953,900	12,800	1,966,700	1 合併特例債	12,800	・合併特例債 12,800 増
9 緊急自然災害防止対策事業債	70,000	△1,900	68,100	1 緊急自然災害防止対策事業債	△1,900	・緊急自然災害防止対策事業債 1,900 減
11 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	0	77,200	77,200	1 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	77,200	・防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 77,200
13 災害復旧債	68,000	△62,300	5,700	1 災害援護資金貸付債	△62,300	・災害援護資金貸付債 62,300 減
計	2,658,936	1,475,600	4,134,536			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	0 (1,578,991) (1,578,991)			△169	△79			
				繰入金 248				
				諸収入 248	△248		20 会計年度任用職員等に要する経費	
							財源充当の変更	
2 文書広報費	0 (47,162) (47,162)			△1,480	1,480			
				繰入金 △1,480	1,480		28 広報発行に要する経費	
							財源充当の変更	
4 財政管理費	152,700 (3,435,290) (3,587,990)			2,700				
				財産収入 100,000				
				寄附金 50,000				
				繰入金 151,219		12 委託料 50,000	21 ふるさと取手応援寄附金推進事業に要する経費	
				24 積立金 102,700		151,219 増		
						委託料 ・ふるさと取手応援寄附受付等業務委託料 (50,000 増)		
						積立金 (101,219 増)		

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
4 財政管理費				1,481			・ふるさと取手応援基金積立金 101,219 増 22 地域振興基金積立金 1,481 増 積立金 (1,481 増) ・地域振興基金積立金 1,481 増	
6 財産管理費	2,236 (357,696) (359,932)			1,248 財産収入 890 繰入金 △8 諸収入	106			
				△1,381		12 委託料	△1,501	8 公共施設の整備に要する経費 1,381 減
						24 積立金	3,737	委託料 (1,381 減) ・施設定期点検業務委託料 1,381 減
				△530	530			20 庁舎の管理に要する経費 財源充当の変更
				1,412	△1,532			22 市有財産管理に要する経費 120 減
								委託料 (120 減) ・樹木病害虫被害対応業務委託料 120 減
				1,248	2,489			25 公共施設整備基金積立金 3,737 増
								積立金 (3,737 増)

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
6 財産管理費							・ 公共施設整備基金積立金 3,737 増	
7 企画費	△1,227 (34,007) (32,780)				△1,227	12 委託料	△1,227	11 取手市総合計画に要する経費 1,227 減
					△1,227			委託料 (1,227 減) ・ 総合計画策定支援業務委託料 1,227 減
8 電算組織管理費	△5,259 (431,977) (426,718)	△3,161 国庫支出金		△1,699 繰入金	△399	12 委託料	△5,259	20 電算・OA化等に要する経費 5,259 減
		△3,161		△1,699	△399			委託料 (5,259 減) ・ マイナポイント申込み及びマイナンバーカード交付申請支援業務委託料 3,429 減 ・ 業務効率化支援委託料 1,830 減
11 災害対策費	△4,824 (91,065) (86,241)				△4,824	3 職員手当等	△4,824	25 災害時応急処理経費 4,824 減
					△4,824			(28) 令和5年6月2日集中豪雨に伴う災害応急処理経費 4,824 減
					△4,824			職員手当等 (4,824 減) 時間外勤務手当 4,824 減

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			区分	金額			
		国県支出金	地方債	その他					
14 財政調整 基金費	147,301 (815,026) (962,327)			4,929 財産収入 3,026	142,372 50	24 積立金	147,301	20 財政調整基金積立金	3,076 増
				1,903	142,322			積立金 ・ 財政調整基金積立金	(3,076 増) 3,076 増
								21 減債基金積立金	144,225 増
								積立金 ・ 減債基金積立金	(144,225 増) 144,225 増
15 諸 費	14,948 (1,623,148) (1,638,096)			25 寄附金 △9 繰入金 △8 諸収入 8	14,940	10 需用費	△10	20 平和推進に要する経費	8 増
				8		1 消耗品 費	△10	(1) 非核平和推進関係経費	8 増
						11 役務費	△7	需用費	(10 減)
						1 通信運 搬 費	△7	消耗品費	10 減
						22 償還金、 利子及び 割引料	14,940	役務費	(7 減)
						24 積立金	25	通信運搬費	7 減
								積立金 ・ 平和基金積立金	(25 増) 25 増

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明
		特定財源		一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債				
15 諸費				14,940			33 過年度国庫支出金等過誤納返還金 14,940 増
							償還金、利子及び割引料 (14,940 増) ・ 過年度国県支出金等過誤納返還金 14,940 増
項計	305,875 (8,566,171) (8,872,046)	△3,161		156,667	152,369		

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	0 (310,648) (310,648)	2,398 国庫支出金			△2,398			
		2,398			△2,398			5 戸籍・住民基本台帳事務に要する経費
								財源充当の変更
項計	0 (310,738) (310,738)	2,398			△2,398			
款計	305,875 (9,490,067) (9,795,942)	△763		156,667	149,971			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	△6,045 (2,864,377) (2,858,332)	7,442 国庫支出金 △4,224 県支出金		320 財産収入 218 寄附金	△10,833			
-----------	--------------------------------------	----------------------------------	--	---------------------------	---------	--	--	--

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉 総務費				△240 繰入金				
				1,272 諸収入				
				△22	22	24 積立金	320	34 健康づくり推進事業に要する経費
						27 繰出金	△6,365	財源充当の変更
	△4,771			1,272	△2,866			40 国民健康保険事業特別会計繰出金 6,365 減
								繰出金 (6,365 減) ・国民健康保険事業特別会計繰出金 6,365 減
	6,937				△6,937			43 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費
							財源充当の変更	
				320			50 地域福祉基金積立金 320 増	
							積立金 (320 増) ・地域福祉基金積立金 320 増	
							56 成年後見制度利用促進に要する経費	
							財源充当の変更	
2 障害者 福祉費	4,084 (2,380,398) (2,384,482)	1,685 国庫支出金 1,442 県支出金		△356 繰入金	1,313			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分			金額
		国県支出金	地方債	その他					
2 障害者福祉費				△356	△130	14 工事請負費	△486	27 障害者福祉センターつつじ園管理運営に要する経費	486 減
						18 負担金、補助及び交付金	△1,200	工事請負費 ・障害者福祉センターつつじ園高圧気中開閉器改修工事	(486 減)
						19 扶助費	5,770		486 減
		3,127			1,443			33 自立支援に要する経費	4,570 増
		4,327			1,443			(2) 自立支援医療に関する経費	5,770 増
								扶助費 ・自立支援医療給付費	(5,770 増) 5,770 増
		△1,200						(7) 障害者福祉施設等物価高騰対策支援事業に関する経費	1,200 減
						負担金、補助及び交付金 ・障害者福祉施設等物価高騰対策支援金	(1,200 減) 1,200 減		
3 老人福祉費	4,765 (3,516,538) (3,521,303)	△1,950		△335	1,402				
		国庫支出金		繰入金					
		5,354		294					
		県支出金		諸収入					
				△335	△89	14 工事請負費	△424	28 福祉施設の管理運営に要する経費	424 減
				△335	△89	18 負担金、補助及び交付金	△1,950	(4) さくら荘管理運営に関する経費	424 減
						27 繰出金	7,139	工事請負費 ・さくら荘ジェットポンプ改修工事	(424 減) 424 減

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
3 老人福祉費		△1,950					64 介護保険施設整備に要する経費 1,950 減	
		△1,950					(3) 高齢者福祉施設等物価高騰対策支援事業に関する経費 1,950 減	
							負担金、補助及び交付金 (1,950 減) ・ 高齢者福祉施設等物価高騰対策支援金 1,950 減	
		5,354		294	1,491		72 後期高齢者医療特別会計繰出金 7,139 増	
							繰出金 (7,139 増) ・ 後期高齢者医療特別会計繰出金 7,139 増	
5 医療福祉費	23,533 (641,191) (664,724)	1,803 県支出金			21,730	19 扶助費	23,533	6 医療福祉費助成に要する経費 23,533 増
		1,803			21,730			扶助費 (23,533 増) ・ 医療費 (補助) 3,606 増 ・ 医療費 (単独) 19,927 増
項計	26,337 (9,403,148) (9,429,485)	11,552		1,173	13,612			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉 総務費	0 (791,474) (791,474)	9,574 国庫支出金			△9,574			
---------------	-----------------------------	----------------	--	--	--------	--	--	--

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
3 児童 入所費		1,033			△1,033		(3) 民間保育園等物価高騰負担軽減事業に関する経費	
							財源充当の変更	
		2,324			1,398		24 管外保育委託に要する経費 3,722 増	
							委託料 (3,722 増) ・管外公立保育所委託料 332 増 ・管外私立施設給付型幼稚園委託料 3,390 増	
		2,214			2,225		27 多子世帯保育料軽減事業に要する経費 4,439 増	
4 保育所費	0	256			△256			
	(1,199,420)	国庫支出金						
	(1,199,420)	256			△256		20 保育所の管理運営に要する経費	
		256			△256		(3) 物価高騰に伴う給食費負担軽減事業に関する経費	
						財源充当の変更		
項計	118,805 (6,512,896) (6,631,701)	99,202			19,603			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
2 扶助費	29,000 (2,324,000) (2,353,000)	21,750 国庫支出金 21,750			7,250	19 扶助費	29,000	20 生活保護に要する経費 29,000 増
								扶助費 ・医療扶助 (29,000 増) 29,000 増
項 計	29,000 (2,461,103) (2,490,103)	21,750			7,250			

(款) 3 民生費

(項) 4 災害救助費

1 災害救助費	△265,285 (392,454) (127,169)	△179,765 県支出金 △14,000	△62,300 △62,300		△23,220 △23,220	12 委託料	△165,765	20 災害見舞金等に要する経費 99,520 減
		△14,000	△62,300		△23,220	18 負担金、補助及び交付金	△28,000	(2) 令和5年6月2日集中豪雨に伴う災害関連経費 99,520 減
						19 扶助費	△9,220	負担金、補助及び交付金 (28,000 減) ・被災者生活再建支援制度補助金 28,000 減
						20 貸付金	△62,300	扶助費 (9,220 減) ・災害見舞金 9,220 減
		△165,765						貸付金 (62,300 減) ・災害援護資金貸付金 62,300 減
								22 令和5年6月2日集中豪雨に伴う災害救助費 165,765 減
								委託料 (165,765 減)

(款) 3 民生費

(項) 4 災害救助費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 災害救助費							・災害ボランティアセンター運営業務委託料 3,759 減 ・被災住宅応急修理業務委託料 162,006 減	
項計	△265,285 (392,454) (127,169)	△179,765	△62,300		△23,220			
款計	△91,143 (18,769,601) (18,678,458)	△47,261	△62,300	1,173	17,245			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	0 (489,292) (489,292)	227 県支出金		21 諸収入	△248			
		227			△227			5 保健衛生事務に要する経費
				21	△21			財源充当の変更
				21	△21			20 健康づくりに要する経費
								(3) 健康教育関係経費
								財源充当の変更
2 予防費	△33,215 (851,497) (818,282)	△1,906 国庫支出金			△31,309			
		△1,906			△31,309	11 役務費	△162	20 予防接種に要する経費 33,215 減
						4 手数料	△162	
						12 委託料	△33,053	役務費 (162 減)

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
2 予防費								手数料 162 減 委託料 (33,053 減) ・ 予防接種委託料 33,053 減
3 母子 衛生費	△800 (170,841) (170,041)			500	△900	19 扶 助 費	△800	21 母子保健に要する経費 800 減
				寄附金 △400				(12) 特定不妊治療関係経費 800 減
				繰入金 △400	△400			扶助費 (800 減) ・ 特定不妊治療費助成費 800 減
					△400			23 妊産婦・子育て女性の健康づくり事業に要する経費
					500			△500
4 生活 習慣病 対策費	0 (43,209) (43,209)	58			△58			20 生活習慣病対策検診に要する経費
		県支出金						(2) 乳がん検診関係経費
		58				△58		財源充当の変更
		16				△16		(10) レディースデイ健診関係経費
		42				△42		

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般財源	区分	金額		
		国庫支出金	地方債	その他					
4 生活習慣病対策費								財源充当の変更	
6 環境衛生費	△20 (179,274) (179,254)	10,101		△261	△9,860	7 報償費	△20	30 環境基本計画推進に要する経費	20 減
				△260	240			報償費 ・環境講座講師謝礼	(20 減) 20 減
		10,101		△1	△10,100			38 地球温暖化対策の推進に要する経費	
		10,101			△10,101			財源充当の変更	
								(2) 省エネ家電買換え補助事業に関する経費	
							財源充当の変更		
項計	△34,035 (1,752,636) (1,718,601)	8,480		△140	△42,375				

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

2 じん芥処理費	△185,412 (647,837) (462,425)	△92,706			△92,706	12 委託料	△185,412	20 じん芥収集に要する経費	185,412 減
		△92,706			△92,706			(3) 令和5年6月2日集中豪雨に伴う災害関連経費	185,412 減
		△92,706			△92,706				

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
2 じん芥 処理費								委託料 (185,412 減) ・ 災害等廃棄物一時集積所整備委託料 2,300 減 ・ 災害等廃棄物処理委託料 183,112 減
3 ごみ減量 推進費	△314 (10,820) (10,506)			△367 繰入金	53	7 報 償 費	△314	20 ごみ減量推進に要する経費 314 減
			△367	53	報償費 (314 減) ・ 実態調査協力謝礼 314 減			
5 し 尿 処理費	△3,422 (142,053) (138,631)			△2,156 使用料・手数料	△1,266	12 委 託 料	△3,422	20 し尿処理事業に要する経費 3,422 減
			△2,156	△1,266	委託料 (3,422 減) ・ し尿収集運搬委託料 3,422 減			
項 計	△189,148 (874,035) (684,887)	△92,706		△2,523	△93,919			

(款) 4 衛生費

(項) 3 上水道費

1 上水道費	31 (1,277) (1,308)				31			
					31			20 茨城県南水道企業団児童手当負担金 31 増

(款) 4 衛生費

(項) 3 上水道費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
1 上水道費						18 負担金、補助及び交付金	31	負担金、補助及び交付金 (31 増) ・茨城県南水道企業団児童手当負担金 31 増
項 計	31 (1,277) (1,308)				31			
款 計	△223,152 (2,627,948) (2,404,796)	△84,226		△2,663	△136,263			

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

2 農業総務費	21 (56,313) (56,334)			21 財産収入					
				21	24 積立金	21	5 農政事務に要する経費	21 増	
							積立金 (21 増) ・森林環境譲与税基金積立金	21 増	
3 農業振興費	△6,458 (171,878) (165,420)	△7,261 国庫支出金			803				
		△7,261			803	1 報酬	△604	20 農業振興に要する経費	6,458 減
					2,552	8 旅費	△56		
						1 費用弁償	△56	(1) 農業振興に要する経費	2,552 増
						11 役員費	△34	負担金、補助及び交付金 (2,552 増) ・認定農業者支援事業補助金	2,552 増
						1 通信運搬費	△34		
		△7,261			△1,749			(3) 物価高騰に係る生産販売農家補助金に関する経費	9,010 減

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他				
3 農業振興費						18 負担金、補助及び交付金	△5,764	報酬 (604 減) ・会計年度任用職員報酬 604 減 旅費 (56 減) 費用弁償 56 減 役務費 (34 減) 通信運搬費 34 減 負担金、補助及び交付金 (8,316 減) ・生産販売農家緊急補助金 8,316 減
項計	△6,437 (339,400) (332,963)	△7,261		21	803			
款計	△6,437 (339,400) (332,963)	△7,261		21	803			

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

2 商工振興費	△6,983 (207,716) (200,733)	△905		△2,318	△3,760			
		国庫支出金		繰入金				
		△905			△1,790	1 報酬	△1,483	20 商工業振興助成に要する経費 2,695 減
		△905			△1,790	3 職員手当等	△1,033	(6) 運送事業者等事業継続支援金給付事業に関する経費 2,695 減
						8 旅費	△138	
						1 費用弁償	△138	
				11 役務費	△41			
					1 通信運搬費	△41	報酬 (1,483 減) ・会計年度任用職員報酬 1,483 減 職員手当等 (1,033 減) 時間外勤務手当 1,033 減 旅費 (138 減)	

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
2 商工 振興費				△712	△3,576	18 負担金、 補助及び 交付金 △4,288	費用弁償 138 減
							役務費 (41 減)
							通信運搬費 41 減
							28 産業振興に要する経費 4,288 減
					△3,888		(1) 産業振興に関する経費 3,888 減
				△712	312		負担金、補助及び交付金 (3,888 減) ・産業活動支援施設奨励金 3,888 減
							(4) 創業支援等事業に関する経費 400 減
				△1,606	1,606		負担金、補助及び交付金 (400 減) ・市民事業活動促進補助金 400 減
							29 空き店舗活用事業に要する経費
							財源充当の変更
項計	△6,983 (400,663) (393,680)	△905		△2,318	△3,760		
款計	△6,983 (400,663) (393,680)	△905		△2,318	△3,760		

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他				
2 道路 維持費	△19,110 (413,842) (394,732)	△16,021	1,200	△364	△3,925			20 道路維持補修に要する経費 10,244 減
		国庫支出金		繰入金				
		△4,853	△1,000	△364	△4,027	12 委託料	△17,691	20 道路維持補修に要する経費 10,244 減
						14 工事請負費	△1,419	委託料 (8,825 減) ・橋りょう点検委託料 75 増 ・歩道橋点検委託料 8,900 減 工事請負費 (1,419 減) ・道路維持補修工事 1,419 減
		△11,168	2,200		102			26 道路維持に要する経費 8,866 減
							(2) ふれあい道路 (市道0106号線) 8,866 減	
							委託料 (8,866 減) ・市道工事に伴う測量委託料 5,841 減 ・市道工事に伴う詳細設計委託料 3,025 減	
3 道路 改良費	△23,752 (492,668) (468,916)	△12,856	△21,700		10,804			
		国庫支出金						
			△14,100		11,229	12 委託料	△2,871	20 道路改良に要する経費 2,871 減
			△2,800		△71	14 工事請負費	△20,881	(2) 小文間 (市道5148号線) 2,871 減
								委託料 (2,871 減) ・市道改良工事に伴う測量委託料 2,871 減
			△3,400		3,400			(40) 井野台四丁目 (市道3276号線他)

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
3 道路改良費			△7,900		7,900			財源充当の変更 (42) 米ノ井弁才天 (市道0203号線)
		△12,856	△7,600		△425			財源充当の変更 25 通学路整備に要する経費 20,881 減
		△6,406	△5,000		△241			(30) 桑原 (市道4042号線) 11,647 減
		△6,450	△2,600		△184			工事請負費 (11,647 減) ・市道改良工事 11,647 減
								(32) 井野台一丁目 (市道4113号線他) 9,234 減
工事請負費 (9,234 減) ・市道改良工事 9,234 減								
項計	△42,862 (1,058,450) (1,015,588)	△28,877	△20,500	△364	6,879			

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

1 都市計画 総務費	2,258 (823,102) (825,360)			△2,390 繰入金	4,648			
					2,258	18 負担金、 補助及び 交付金	△1,854	25 都市交通政策の推進に要する経費 2,258 増
					2,258			(1) 都市交通政策の推進に関する経費 2,258 増

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 都市計画 総務費				△2,390	2,390	21 補償、補填及び賠償金	4,112	負担金、補助及び交付金 (1,854 減) ・路線バス運行事業負担金 1,854 減 補償、補填及び賠償金 (4,112 増) ・コミュニティバス運行経費補償金 4,112 増
						26 交通バリアフリー推進に要する経費		財源充当の変更
2 建築 指導費	△7,970	△3,985			△1,445			
	(21,468)	国庫支出金						
	(13,498)	△2,540						
		県支出金						
		△775			△294	12 委託料	△69	21 木造住宅耐震事業に要する経費 1,069 減
						18 負担金、補助及び交付金	△7,901	委託料 (69 減) ・木造住宅耐震診断委託料 69 減 負担金、補助及び交付金 (1,000 減) ・木造住宅耐震補強補助金 1,000 減
		△5,750			△1,151	23 大規模建築物等耐震化支援事業に要する経費		6,901 減
								負担金、補助及び交付金 (6,901 減) ・大規模建築物等耐震診断補助金 6,901 減
3 地籍 調査費	22,100	14,205			7,895			
	(1,608)	県支出金						
	(23,708)	14,205			7,895	7 報償費	536	20 地籍調査事業に要する経費 22,100 増
						10 需用費	740	

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他				
3 地籍調査費						1 消耗品費	738	報償費 (536) ・地籍調査推進委員謝礼 536
						3 食糧費	2	需用費 (740 増)
						11 役務費	305	消耗品費 738 増
						1 通信運搬費	305	食糧費 2
						12 委託料	18,605	役務費 (305 増)
						13 使用料及び賃借料	1,914	通信運搬費 305 増
4 街路事業費	△50,000 (98,721) (48,721)	△27,500	△21,400		△1,100			
		国庫支出金 △27,500	△21,400		△1,100	16 公有財産購入費 △10,000	22 都市計画道路 3・5・23 号北敷・沼附線に要する経費 50,000 減	
						21 補償、補填及び賠償金 △40,000	公有財産購入費 (10,000 減) ・用地代 10,000 減 補償、補填及び賠償金 (40,000 減) ・物件移転補償費 40,000 減	
5 都市排水費	△10,021 (158,067) (148,046)		△7,400	109	△2,730			
				繰入金				12 委託料 △5,445
				109	△109	14 工事請負費 △4,576	財源充当の変更	

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般財源	区分	金額		
		国庫支出金	地方債	その他					
5 都市排水費			△7,400		△2,621			27 都市排水整備に要する経費	10,021 減
			△4,300		△276			(20) 稲雨水幹線	4,576 減
								工事請負費 ・都市排水工事	(4,576 減) 4,576 減
			△3,100		△1,014			(56) 藤代地区雨水排水	4,114 減
					△1,331			委託料 ・実施設計委託料	(4,114 減) 4,114 減
								(74) 下高井水砂雨水排水	1,331 減
7 公園緑地費	△1,500 (259,367) (257,867)	△247 国庫支出金	△200	53 財産収入 70 寄附金 △44 繰入金 7 諸収入 △530	△1,139				
						7 報償費	△10	21 緑地等管理に要する経費	1,444 減
						10 需用費	△29	委託料	(1,444 減)
						1 消耗品費	△29	・新取手地区緑地管理業務委託料	33 減
						11 役務費	△6	・緑地整備実施設計委託料	1,411 減

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			区分	金額			
		国県支出金	地方債	その他				一般財源	
7 公園 緑地費				△157		8 賠償保険料	△6	22 保存緑地・保存樹木等に要する経費	157 減
						12 委託料	△1,528	報償費	(10 減)
						18 負担金、 補助及び 交付金	△57	・巨木・名木めぐりツアー講師謝礼	(10 減)
						24 積立金	130	役務費	(6 減)
								賠償保険料	6 減
								委託料	(84 減)
								・保存緑地・保存樹木等標柱作成業務委託料	84 減
			△30	1		負担金、補助及び交付金	(57 減)		
						・保存緑地・保存樹木等助成金	57 減		
						25 緑化推進に要する経費		29 減	
						需用費	(29 減)		
						消耗品費	29 減		
			130			26 みどりの基金積立金		130 増	
						積立金	(130 増)		
						・みどりの基金積立金	130 増		
		△247	△200	673	△226	27 公園維持管理に要する経費			
						財源充当の変更			
8 西口都市 整備 事業費	△4,300 (690,269) (685,969)				△4,300				
					△4,300	27 繰出金	△4,300	20 取手駅西口都市整備事業特別会計繰出金	4,300 減

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
3 非常備 消防費								・消防ポンプ自動車 91 減 ・消防団用排水ポンプ 51 減
4 消防 施設費	△230 (74,819) (74,589)		△200	△31 繰入金	1	17 備品購入費	△230	22 消防施設の整備に要する経費 230 減
			△200	△31	1			備品購入費 (230 減) ・水槽付消防自動車 230 減
項 計	△372 (1,799,225) (1,798,853)	△748	△400	930	△154			
款 計	△372 (1,799,225) (1,798,853)	△748	△400	930	△154			

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	405 (796,949) (797,354)	1,181		405	△1,181	24 積立金	405	21 学校施設整備基金積立金 405 増
								積立金 (405 増) ・学校施設整備基金積立金 405 増
		1,181			△1,181			23 教育情報機器整備に要する経費
								財源充当の変更

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国庫支出金	地方債	その他					
3 育英事業費	17 (3,241) (3,258)			17 財産収入 17		24 積立金	17	22 奨学基金積立金	17 増
								積立金 ・奨学基金積立金	(17 増) 17 増
項計	422 (1,075,469) (1,075,891)	1,181		422	△1,181				

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

1 学校管理費	36,000 (393,558) (429,558)	10,652 国庫支出金	25,100		248				
		10,652	25,100		248	14 工事請負費	36,000	20 小学校管理に要する経費	36,000 増
								工事請負費 ・遊具更新工事	(36,000 増) 36,000
2 教育振興費	△79 (93,812) (93,733)	△759 国庫支出金		995	△315				
		△39		995	△1,035	17 備品購入費	△79	21 小学校教育設備及び教材費に要する経費	79 減
								備品購入費 ・理科教育等設備整備用備品	(79 減) 79 減
		△720			720			23 要保護・準要保護児童就学奨励費	

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明		
		特定財源			一般財源	区分	金額			
		国県支出金	地方債	その他						
2 教育振興費		△720			720			(3) 物価高騰に伴う課題図書等給付事業に関する経費 財源充当の変更		
3 学校建設費 (33,776) (1,893,801)	1,860,025 (33,776) (1,893,801)	313,138	1,518,100	△1,753	30,540					
		国庫支出金		繰入金						
				△408	408	12 委託料	35,025	21 小学校施設整備に要する経費		
						14 工事請負費	1,825,000	財源充当の変更		
		313,138	1,518,100	△1,345	30,132			22 小学校建設事業に要する経費	1,860,025 増	
		139,126	884,600	△142	△56			(3) 白山小学校	1,023,528 増	
						委託料 (23,528 増)				
						・小学校校舎・体育館長寿命化改良工事設計単 価見直し業務委託料 352 減				
						・小学校校舎・体育館長寿命化改良工事監理業 務委託料 23,880				
						工事請負費 (1,000,000)				
						・小学校校舎・体育館長寿命化改良工事 1,000,000				
						(13) 高井小学校	801,497 増			
						委託料 (11,497 増)				
						・校舎増築工事監理業務委託料 17,600				
						・校舎増築工事実施設計業務委託料 6,103 減				
						工事請負費 (790,000)				
						・校舎増築工事 790,000				

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般財源	区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他					
2 教育 振興費	△25 (99,827) (99,802)	△365		775	△435	17 備品購入費	△25	21 中学校教育設備及び教材費に要する経費	25 減
		△33		775	△767			備品購入費 (25 減) ・理科教育等設備整備用備品 25 減	
		△332			332			23 要保護・準要保護生徒就学奨励費	
		△332			332			(3) 物価高騰に伴う課題図書等給付事業に関する経費	
								財源充当の変更	
3 学 校 建 設 費	152,530 (6,923) (159,453)	55,577	96,900	350	△297	12 委 託 料 14 工事請負費	2,530 150,000	20 中学校施設整備に要する経費	
				350	△350			財源充当の変更	
		55,577	96,900		53			21 中学校建設事業に要する経費	152,530
		55,577	96,900		53			(7) 藤代南中学校	152,530
								委託料 (2,530) ・バリアフリー改修工事監理業務委託料 2,530 工事請負費 (150,000) ・バリアフリー改修工事 150,000	

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他				
4 学 校 給 食 費	0 (208,073) (208,073)	2,235 国庫支出金 2,235		186 繰入金	△2,421			20 給食運営に要する経費
		2,235			△2,235			(3) 物価高騰に伴う給食費負担軽減事業に関する経費
		2,235			△2,235			財源充当の変更
				186	△186			21 給食施設整備に要する経費
								財源充当の変更
項 計	152,505 (485,113) (637,618)	57,447	96,900	1,531	△3,373			

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育 総 務 費	△4,967 (936,286) (931,319)	102,302 国庫支出金 △51,003 県支出金 △1,233	△52,100	△2,744 繰入金	△1,422				
					△1,404	1 報 酬	△2,637	22 生涯学習推進に要する経費	2,637 減
						12 委 託 料	△29	報酬	(2,637 減)
						14 工事請負費	△2,301	・会計年度任用職員報酬	2,637 減
		52,532	△52,100	△2,744	△18			38 放課後児童対策事業に要する経費	2,330 減
								委託料	(29 減)

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般財源	区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他					
1 社会教育 総務費								・白山小放課後子どもクラブ室新築工事監理業務委託料 工事請負費 ・白山小放課後子どもクラブ室新築工事	29 減 (2,301 減) 2,301 減
2 公民館費	0 (160,292) (160,292)			220 繰入金	△220				
				40	△40			5 公民館事務に要する経費	
				180	△180			23 公民館施設整備に要する経費	
								財源充当の変更	
項 計	△4,967 (1,274,326) (1,269,359)	51,299	△52,100	△2,524	△1,642				

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

1 保健体育 総務費	0 (74,117) (74,117)			△490 繰入金	490				
				△490	490			20 体育・スポーツ振興に要する経費	
				△490	490			(2) 社会体育振興関係経費	
								財源充当の変更	

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般財源	区分	金額		
		国庫支出金	地方債	その他					
2 体育施設費	△11 (255,757) (255,746)	△252	100	△299	440	14 工事請負費	△11	20 取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費	
		国庫支出金		繰入金					
			△100	89					
		△252	200	△388					440
		△252	200	△388					440
3 学校給食センター費	0 (283,981) (283,981)	2,645			△2,645			20 給食センター運営に要する経費	
		国庫支出金							
		2,645							△2,645
		2,645							△2,645
項計	△11 (613,855) (613,844)	2,393	100	△789	△1,715				
		2,043,895 (4,418,790) (6,462,685)	439,419	1,588,100	△1,873	18,249			

11 減

工事請負費 (11 減)
・エレベーター改修工事 11 減

24 社会体育施設管理に要する経費

(2) 旧取手一中体育施設

財源充当の変更

財源充当の変更

(3) 物価高騰に伴う給食費負担軽減事業に関する経費

財源充当の変更

(款) 10 災害復旧費

(項) 3 公共土木施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 公共土木施設災害復旧費	0 (70,001) (70,001)		△300		300			
			△300		300		20 災害復旧に要する経費	
			△300		300		(2) 道路橋りょう災害復旧に関する経費	
							財源充当の変更	
項計	0 (70,001) (70,001)		△300		300			
款計	0 (75,824) (75,824)		△300		300			

(款) 12 諸支出金

(項) 1 土地開発基金費

1 土地開発基金費	649 (10) (659)			649 財産収入				
				649	27 繰出金	649	20 土地開発基金繰出金	649 増
							繰出金 ・ 土地開発基金繰出金	(649 増) 649 増
項計	649 (10) (659)			649				

(款) 12 諸支出金

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
款計	649 (10) (659)			649				
歳出合計	1,915,537 (47,595,526) (49,511,063)	246,269	1,475,600	150,027	43,641			

給 与 費 明 細 書

一 般 職
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(897) 738	966,446	2,903,857	2,747,990	6,618,293	1,139,442	7,757,735	
補 正 後	(891) 738	961,722	2,903,857	2,742,133	6,607,712	1,139,442	7,747,154	
比 較	(△6)	△ 4,724		△ 5,857	△ 10,581		△ 10,581	

※ () 内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	73,300	57,000	48,800	113,400	12,980	230,881	40,000
	補 正 後	73,300	57,000	48,800	113,400	12,980	225,024	40,000
	比 較						△ 5,857	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	752,720	567,249	461,666	338,862	35,000	11,847	4,285
	補 正 後	752,720	567,249	461,666	338,862	35,000	11,847	4,285
	比 較							

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(92) 738		2,903,857	2,680,965	5,584,822	1,042,860	6,627,682	
補 正 後	(92) 738		2,903,857	2,675,108	5,578,965	1,042,860	6,621,825	
比 較				△ 5,857	△ 5,857		△ 5,857	

※（ ）内は、再任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	73,300	57,000	48,800	113,400	12,980	230,881	40,000
	補 正 後	73,300	57,000	48,800	113,400	12,980	225,024	40,000
	比 較						△ 5,857	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	686,766	566,178	461,666	338,862	35,000	11,847	4,285
	補 正 後	686,766	566,178	461,666	338,862	35,000	11,847	4,285
	比 較							

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(805)	966,446		67,025	1,033,471	96,582	1,130,053	
補 正 後	(799)	961,722		67,025	1,028,747	96,582	1,125,329	
比 較	(△6)	△ 4,724			△ 4,724		△ 4,724	

※（ ）内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	65,954	1,071					
	補 正 後	65,954	1,071					
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	△ 5,857	制度改正に伴う増減分		扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤 千円
		その他の増減分	△ 5,857	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤 千円

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画				前々年度 末までの 支 出 額	前年度末 までの 支出見込額	当該年度 支出予定額	当該年度末 までの 支出予定額	翌年度以降 支出予定額	継続費の総 額に対する 進捗率(%)			
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳										
					特 定 財 源								一般財源		
					国県支出金	地 方 債								そ の 他	
7 土木費	3 都市計画費	取手駅構内エレベーター 整備事業補助金	R3	15,000		14,200	800		6,253	8,747		15,000		5.3	
			R4	106,666		101,300	5,366			81,976	24,690	106,666		37.6	
			R5	161,666		153,500	6,443	1,723				161,666	161,666		57.1
			計	283,332		269,000	12,609	1,723	6,253	90,723	186,356	283,332		100.0	
		取手駅構内ホームドア 整備事業補助金	R4												
			R5	120,000		114,000	5,333	667				120,000	120,000		100.0
			計	120,000		114,000	5,333	667				120,000	120,000		100.0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(令和 5年度変更分 (変更後))

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
ふるさと取手応援寄附受付等業務委託	協定等に基づく業務委託経費			5- 9	限度額に同じ			全額	
保育所機械警備業務委託	2,376			5-10	2,376				2,376
生活保護等版レセプト管理システムソフト使用料	1,584			5- 7	1,584				1,584
小中学校基本ソフトウェア使用料	6,505			5- 6	6,505				6,505
合 計	10,465				10,465				10,465

地方債の前々年度及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	19,164,501	19,953,112	5,031,000	1,921,800	23,062,312
(1) 総務債	176,496	162,444		16,920	145,524
(2) 民生債	247,572	227,154	20,300	20,416	227,038
(3) 衛生債	6,350	9,980	10,100	1,270	18,810
(4) 農林水産業債	180,533	163,023	9,900	30,525	142,398
(5) 商工債	37,394	28,316		2,718	25,598
(6) 土木債	1,765,626	1,730,171	391,500	244,649	1,877,022
(7) 消防債	488,574	525,662	72,500	76,262	521,900
(8) 教育債	2,422,924	2,711,287	1,948,700	217,311	4,442,676
(9) 地域再生事業債	150				
(10) 合併特例債	11,960,666	12,639,350	2,296,600	1,100,324	13,835,626
(11) 行政改革等推進債(地域再生分)	15,626	8,560		7,206	1,354
(12) 災害復旧債	21,051	16,967		4,085	12,882
(13) 緊急防災・減災事業債	917,621	746,792		137,661	609,131
(14) 全国防災事業債	79,738	75,552		4,191	71,361
(15) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	750,100	742,554	77,200	43,867	775,887
(16) 緊急自然災害防止対策事業債	2,500	30,000	68,100	135	97,965
(17) 公共施設等適正管理推進事業債	91,580	135,300	37,100	14,260	158,140
(18) 脱炭素化事業債			99,000		99,000
2. 減税補てん債	259,500	172,340		69,824	102,516
3. 臨時財政対策債	22,630,927	21,348,006	235,536	1,803,069	19,780,473
4. 減収補てん債	1,602,960	1,256,476		346,484	909,992
5. 調整債	185,060	174,720		10,080	164,640
6. 退職手当債	101,840	67,900		33,940	33,960
7. 災害援護資金貸付債	9,911	6,664	5,700	2,895	9,469
合 計	43,954,699	42,979,218	5,272,236	4,188,092	44,063,362

議案第24号

令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第4号）

令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ85,400千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,451,414千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の廃止は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年2月29日提出

取手市長 中村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		391,089	△42,700	348,389
	1 国庫補助金	391,089	△42,700	348,389
4 繰入金		690,269	△4,300	685,969
	1 他会計繰入金	690,269	△4,300	685,969
7 市債		393,700	△38,400	355,300
	1 市債	393,700	△38,400	355,300
歳入合計		1,536,814	△85,400	1,451,414

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		1,118,721	△85,400	1,033,321
	3 事業費	998,036	△85,400	912,636
歳出合計		1,536,814	△85,400	1,451,414

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 事 業 費	3 事 業 費	取手駅北土地地区画整理事業	2 6 3, 1 1 5

第 3 表 地 方 債 補 正

(廃 止)

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
取 手 駅 北 市 街 地 再 開 発 事 業	38,400	普通貸借 又 は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	—	—	—	—

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	391,089	△42,700	348,389
4 繰入金	690,269	△4,300	685,969
7 市債	393,700	△38,400	355,300
歳入合計	1,536,814	△85,400	1,451,414

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 事業費	1,118,721	△85,400	1,033,321	△42,700	△38,400	△4,300	
歳出合計	1,536,814	△85,400	1,451,414	△42,700	△38,400	△4,300	

2 歳 入

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 国 庫 補 助 金	391,089	△42,700	348,389	2 市街地再開発事業 補 助 金	△42,700	・社会資本整備総合交付金（住環境整備事業分） 42,700 減
計	391,089	△42,700	348,389			

(款) 4 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	690,269	△4,300	685,969	1 一般会計繰入金	△4,300	・一般会計繰入金 4,300 減
計	690,269	△4,300	685,969			

(款) 7 市債

(項) 1 市債

1 土 木 債	393,700	△38,400	355,300	1 都市計画事業債	△38,400	・取手駅北市街地再開発事業債 38,400 減
計	393,700	△38,400	355,300			

3 歳 出

(款) 1 事業費

(項) 3 事業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
1 事業費	△85,400 (998,036) (912,636)	△42,700 国庫支出金 △42,700	△38,400 △38,400	△4,300 繰入金 △4,300			18 負担金、 補助及び 交付金	△85,400	77 取手駅北地区建築物整備事業に要する経費 85,400 減 負担金、補助及び交付金 (85,400 減) ・市街地再開発事業等補助金 85,400 減
項 計	△85,400 (998,036) (912,636)	△42,700	△38,400	△4,300					
款 計	△85,400 (1,118,721) (1,033,321)	△42,700	△38,400	△4,300					
歳出合計	△85,400 (1,536,814) (1,451,414)	△42,700	△38,400	△4,300					

地方債の前々年度及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末	前年度末	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
	現在高	現在高	当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
取手駅北土地区画整理事業債	2,845,481	3,284,548	525,000	178,878	3,630,670
地方特定道路整備事業債	435,948	371,106		65,950	305,156
地方道路整備事業債	47,612	43,181		4,468	38,713
街路整備事業債	8,213	7,433		780	6,653
地域再生事業債	530				
合併特例債	1,828,818	1,718,050		109,867	1,608,183
行政改革等推進債（地域再生分）	2,334	1,380		894	486
減収補てん債	129,200	120,331		8,650	111,681
まちづくり総合支援事業債	45,182	26,990		13,566	13,424
合 計	5,343,318	5,573,019	525,000	383,053	5,714,966

議案第 2 5 号

令和 5 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5, 8 0 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1, 2 5 3, 7 4 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 2 9 日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		211	876	1,087
	1 国庫補助金	211	876	1,087
5 財産収入		54	5,803	5,857
	1 財産運用収入	54	5,803	5,857
6 繰入金		1,517,901	△876	1,517,025
	1 他会計繰入金	577,901	△6,365	571,536
	2 基金繰入金	940,000	5,489	945,489
歳入合計		11,247,943	5,803	11,253,746

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		7,400,066		7,400,066
	1 療養諸費	6,455,073		6,455,073
3 国民健康保険事業費納付金		2,496,306		2,496,306
	1 国民健康保険事業費納付金	2,496,306		2,496,306
6 基金積立金		822,576	5,803	828,379
	1 基金積立金	822,576	5,803	828,379
歳出合計		11,247,943	5,803	11,253,746

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	211	876	1,087
5 財産収入	54	5,803	5,857
6 繰入金	1,517,901	△876	1,517,025
歳入合計	11,247,943	5,803	11,253,746

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 保険給付費	7,400,066		7,400,066	810			△810
3 国民健康保険事業費納付金	2,496,306		2,496,306	66		△6,365	6,299
6 基金積立金	822,576	5,803	828,379			5,803	
歳出合計	11,247,943	5,803	11,253,746	876		△562	5,489

2 歳 入
 (款) 3 国庫支出金 (項) 1 国庫補助金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 災 害 臨 時 特 例 補 助 金	1	876	877	1 災 害 臨 時 特 例 補 助 金	876	・災害臨時特例補助金 876 増
計	211	876	1,087			

(款) 5 財産収入 (項) 1 財産運用収入

1 利子及び配当金	54	5,803	5,857	1 利子及び配当金	5,803	・財政調整基金利子 5,803 増
計	54	5,803	5,857			

(款) 6 繰入金 (項) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	577,901	△6,365	571,536	1 保 険 基 盤 安 定 繰 入 金	△10,571	・保険基盤安定繰入金 10,571 減
				4 未 就 学 児 均 等 割 保 険 料 繰 入 金	4,206	・未就学児均等割保険料繰入金 4,206
計	577,901	△6,365	571,536			

(款) 6 繰入金 (項) 2 基金繰入金

1 国保財政調整基金 繰 入 金	940,000	5,489	945,489	1 国保財政調整基金 繰 入 金	5,489	・国保財政調整基金繰入金 5,489 増
計	940,000	5,489	945,489			

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 一般被保険者療養給付費	0 (6,372,000) (6,372,000)	810 国庫支出金 810			△810 △810		75 一般被保険者療養給付費 財源充当の変更	
項計	0 (6,455,073) (6,455,073)	810			△810			
款計	0 (7,400,066) (7,400,066)	810			△810			

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 国民健康保険事業費納付金

1 医療給付費分	0 (1,569,063) (1,569,063)	45 国庫支出金 45		△5,584 繰入金 △5,584	5,539 5,539		75 一般被保険者医療給付費分 財源充当の変更
2 後期高齢者支援金分	0 (699,444) (699,444)	12 国庫支出金 12		△1,577 繰入金 △1,577	1,565 1,565		75 一般被保険者後期高齢者支援金分 財源充当の変更

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 国民健康保険事業費納付金

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
3 介護納付金分	0 (227,799) (227,799)	9 国庫支出金 9		796 繰入金 796	△805 △805		75 介護納付金分 財源充当の変更	
項 計	0 (2,496,306) (2,496,306)	66		△6,365	6,299			
款 計	0 (2,496,306) (2,496,306)	66		△6,365	6,299			

(款) 6 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1 財政調整基金積立金	5,803 (822,576) (828,379)			5,803 財産収入 5,803		24 積立金	5,803	75 財政調整基金積立金	5,803 増
								積立金 ・ 財政調整基金積立金	(5,803 増) 5,803 増
項 計	5,803 (822,576) (828,379)			5,803					
款 計	5,803 (822,576) (828,379)			5,803					

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明
		特定財源		一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債				
歳出合計	5,803 (11,247,943) (11,253,746)	876		△562	5,489		

議案第26号

令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,139千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,582,885千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月29日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		1,811,772	7,139	1,818,911
	1 一般会計繰入金	1,811,772	7,139	1,818,911
歳入合計		3,575,746	7,139	3,582,885

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,278,697	7,139	3,285,836
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,278,697	7,139	3,285,836
歳出合計		3,575,746	7,139	3,582,885

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	1,811,772	7,139	1,818,911
歳入合計	3,575,746	7,139	3,582,885

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	3,278,697	7,139	3,285,836			7,139	
歳出合計	3,575,746	7,139	3,582,885			7,139	

2 歳 入
 (款) 3 繰入金 (項) 1 一般会計繰入金 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 保険基盤安定 対策費繰入金	1,585,698	7,139	1,592,837	1 保険基盤安定 対策費繰入金	7,139	・低所得者軽減分繰入金 6,931 増 ・被扶養者軽減分繰入金 208 増
計	1,811,772	7,139	1,818,911			

3 歳 出
 (款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金 (単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 後期 高齢者 医療広 域連合 納付金	7,139 (3,278,697) (3,285,836)			7,139 繰入金				
				7,139	18 負担金、 補助及び 交付金	7,139	75 後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費 7,139 増 負担金、補助及び交付金 (7,139 増) ・保険料納付金 7,139 増	
項 計	7,139 (3,278,697) (3,285,836)			7,139				
款 計	7,139 (3,278,697) (3,285,836)			7,139				
歳出合計	7,139 (3,575,746) (3,582,885)			7,139				

議案第 27 号

令和 5 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 147 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9, 295, 160 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 29 日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		2,093,797	△48,096	2,045,701
	1 介護保険料	2,093,797	△48,096	2,045,701
3 国庫支出金		1,751,246	98,078	1,849,324
	2 国庫補助金	242,555	98,078	340,633
6 財産収入		15	1,147	1,162
	1 財産運用収入	15	1,147	1,162
7 繰入金		1,502,571	△49,982	1,452,589
	2 基金繰入金	70,487	△49,982	20,505
歳入合計		9,294,013	1,147	9,295,160

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		8,390,085		8,390,085
	1 介護サービス等諸費	7,699,422		7,699,422
3 地域支援事業費		450,840		450,840
	1 介護予防生活支援サービス事業費	206,253		206,253
	3 包括的支援事業費・任意事業費	230,897		230,897
4 基金積立金		2,666	1,147	3,813
	1 基金積立金	2,666	1,147	3,813
歳出合計		9,294,013	1,147	9,295,160

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料	2,093,797	△48,096	2,045,701
3 国庫支出金	1,751,246	98,078	1,849,324
6 財産収入	15	1,147	1,162
7 繰入金	1,502,571	△49,982	1,452,589
歳入合計	9,294,013	1,147	9,295,160

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 保険給付費	8,390,085		8,390,085	105,434		△105,434	
3 地域支援事業費	450,840		450,840	△7,356		7,356	
4 基金積立金	2,666	1,147	3,813			1,147	
歳出合計	9,294,013	1,147	9,295,160	98,078		△96,931	

2 歳 入

(款) 1 介護保険料

(項) 1 介護保険料

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 第 1 号 被 保 険 者 保 険 料	2,093,797	△48,096	2,045,701	1 現 年 度 分 特 別 徴 収 保 険 料	△63,083	・特別徴収分 63,083 減
				2 現 年 度 分 普 通 徴 収 保 険 料	14,987	・普通徴収分 14,987 増
計	2,093,797	△48,096	2,045,701			

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3 財 政 調 整 交 付 金	67,000	105,356	172,356	1 現 年 度 分	105,356	・普通調整交付金 ・特別調整交付金 105,007 増 349
4 保 険 者 機 能 強 化 推 進 交 付 金	22,000	△6,309	15,691	1 保 険 者 機 能 強 化 推 進 交 付 金	△6,309	・保険者機能強化推進交付金 6,309 減
5 介 護 保 険 保 険 者 努 力 支 援 交 付 金	22,000	△1,047	20,953	1 介 護 保 険 保 険 者 努 力 支 援 交 付 金	△1,047	・介護保険保険者努力支援交付金 1,047 減
6 災 害 臨 時 特 例 補 助 金	0	78	78	1 現 年 度 分	78	・災害臨時特例補助金 78
計	242,555	98,078	340,633			

(款) 6 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 利 子 及 び 配 当 金	15	1,147	1,162	1 利 子 及 び 配 当 金	1,147	・介護給付費準備基金利子 1,147 増
計	15	1,147	1,162			

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 介 護 給 付 費 準 備 基 金 繰 入 金	70,487	△49,982	20,505	1 介 護 給 付 費 準 備 基 金 繰 入 金	△49,982	・介護給付費準備基金繰入金 49,982 減
計	70,487	△49,982	20,505			

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 居宅介護サービス給付費	0 (3,111,160) (3,111,160)	105,434 国庫支出金 105,434		△49,982 繰入金 △55,452 保険料 △105,434				75 居宅介護サービス給付費に要する経費 財源充当の変更
項 計	0 (7,699,422) (7,699,422)	105,434		△105,434				
款 計	0 (8,390,085) (8,390,085)	105,434		△105,434				

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 介護予防生活支援サービス事業費

1 介護予防・生活支援サービス事業費	0 (182,253) (182,253)	△1,047 国庫支出金 △1,047		1,047 保険料 1,047				75 介護予防・生活支援サービス事業に要する経費 財源充当の変更
項 計	0 (206,253) (206,253)	△1,047		1,047				

(款) 3 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業費・任意事業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 総務費	0 (186,808) (186,808)	△6,309 国庫支出金 △6,309		6,309 保険料 6,309			76 地域包括支援センターに要する経費 財源充当の変更	
項計	0 (230,897) (230,897)	△6,309		6,309				
款計	0 (450,840) (450,840)	△7,356		7,356				

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1 介護給付費準備基金積立金	1,147 (2,666) (3,813)			1,147 財産収入 1,147		24 積立金	1,147	75 介護給付費準備基金積立金 積立金 ・介護給付費準備基金積立金	1,147 増 (1,147 増) 1,147 増
項計	1,147 (2,666) (3,813)			1,147					
款計	1,147 (2,666) (3,813)			1,147					

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
歳出合計	1,147 (9,294,013) (9,295,160)	98,078		△96,931				

議案第28号

令和5年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ269,429千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,872,481千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月29日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 入 場 料 収 入		3,407	△1,776	1,631
	1 入 場 料 収 入	3,407	△1,776	1,631
2 車 券 発 売 収 入		2,000,000	△300,977	1,699,023
	1 車 券 発 売 収 入	2,000,000	△300,977	1,699,023
4 財 産 収 入		3	219	222
	1 財 産 運 用 収 入	3	219	222
5 繰 越 金		6,000	47,340	53,340
	1 繰 越 金	6,000	47,340	53,340
6 諸 収 入		132,498	△14,235	118,263
	3 受 託 事 業 収 入	131,450	△14,235	117,215
歳 入 合 計		2,141,910	△269,429	1,872,481

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競 輪 事 業 費		2,117,565	△309,429	1,808,136
	1 総 務 費	1,483	219	1,702
	2 事 業 費	2,116,082	△309,648	1,806,434
3 諸 支 出 金		20,000	40,000	60,000
	1 諸 支 出 金	20,000	40,000	60,000
歳 出 合 計		2,141,910	△269,429	1,872,481

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 入 場 料 収 入	3,407	△1,776	1,631
2 車 券 発 売 収 入	2,000,000	△300,977	1,699,023
4 財 産 収 入	3	219	222
5 繰 越 金	6,000	47,340	53,340
6 諸 収 入	132,498	△14,235	118,263
歳 入 合 計	2,141,910	△269,429	1,872,481

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 競 輪 事 業 費	2,117,565	△309,429	1,808,136			△356,769	47,340
3 諸 支 出 金	20,000	40,000	60,000			40,000	
歳 出 合 計	2,141,910	△269,429	1,872,481			△316,769	47,340

2 歳 入

(款) 1 入場料収入 (項) 1 入場料収入 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 入 場 料 収 入	3,407	△1,776	1,631	1 入 場 料 収 入	△1,776	・特別観覧席入場料 1,776 減
計	3,407	△1,776	1,631			

(款) 2 車券発売収入 (項) 1 車券発売収入

1 車 券 発 売 収 入	2,000,000	△300,977	1,699,023	1 車 券 発 売 収 入	△300,977	・通常開催車券発売収入 300,977 減
計	2,000,000	△300,977	1,699,023			

(款) 4 財産収入 (項) 1 財産運用収入

1 利子及び配当金	3	219	222	1 利子及び配当金	219	・競輪事業基金利子 219 増
計	3	219	222			

(款) 5 繰越金 (項) 1 繰越金

1 繰 越 金	6,000	47,340	53,340	1 前 年 度 繰 越 金	47,340	・前年度繰越金 47,340 増
計	6,000	47,340	53,340			

(款) 6 諸収入 (項) 3 受託事業収入

1 競輪受託事業収入	131,450	△14,235	117,215	1 場 外 発 売 受 託 収 入	△14,235	・場外車券発売事務受託収入 14,235 減
計	131,450	△14,235	117,215			

3 歳 出

(款) 1 競輪事業費

(項) 1 総務費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
1 総務費	219 (1,483) (1,702)			219 財産収入 219		24 積立金	219	70 競輪事務に要する経費	219 増
								積立金 ・競輪事業基金積立金	(219 増) 219 増
項 計	219 (1,483) (1,702)			219					

(款) 1 競輪事業費

(項) 2 事業費

1 競輪開催費	△309,648 (2,116,082) (1,806,434)			△356,988 諸収入 △340,710	47,340 37,005	12 委託料	△57,238	75 通常競輪事業に要する経費	303,705 減
						13 使用料及び賃借料	△4,043	委託料	(57,238 減)
						18 負担金、補助及び交付金	△14,098	・場外車券発売開催委託料	51,278 減
						22 償還金、利子及び割引料	△230,369	・競輪業務実施委託料	5,960 減
						26 公課費	△3,900	使用料及び賃借料	(2,000 減)
								・施設借上料	2,000 減
								負担金、補助及び交付金	(14,098 減)
								・全国競輪施行者協議会分担金	4,498 減
								・競輪開催共通経費負担金	1,500 減
								・場外車券発売地元対策負担金	1,000 減
								・JKA交付金	7,100 減
								償還金、利子及び割引料	(230,369 減)
								・的中車券払戻金	230,369 減

(款) 1 競輪事業費

(項) 2 事業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 競輪開催費				△16,278	10,335		77 場外車券発売競輪事業に要する経費 5,943 減	
							使用料及び賃借料 (2,043 減) ・施設借上料 2,043 減 公課費 (3,900 減) 消費税 3,900 減	
項計	△309,648 (2,116,082) (1,806,434)			△356,988	47,340			
款計	△309,429 (2,117,565) (1,808,136)			△356,769	47,340			

(款) 3 諸支出金

(項) 1 諸支出金

1 一般会計繰出金	40,000 (20,000) (60,000)			40,000 諸収入				
				40,000	27 繰出金	40,000	75 競輪事業繰出金	40,000 増
							繰出金 (40,000 増) ・競輪事業一般会計繰出金	40,000 増
項計	40,000 (20,000) (60,000)			40,000				
款計	40,000 (20,000) (60,000)			40,000				

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
歳出合計	△269,429 (2,141,910) (1,872,481)			△316,769	47,340			

議案第29号

令和6年度取手市一般会計予算

令和6年度取手市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,840,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月29日提出

取手市長 中村 修

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1 市 税		13,487,505
	1 市 民 税	6,393,958
	2 固 定 資 産 税	5,280,824
	3 軽 自 動 車 税	269,602
	4 市 た ば こ 税	638,390
	5 都 市 計 画 税	904,731
2 地 方 譲 与 税		333,042
	1 自 動 車 重 量 譲 与 税	242,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	77,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	14,042
3 利 子 割 交 付 金		6,000
	1 利 子 割 交 付 金	6,000
4 配 当 割 交 付 金		75,000
	1 配 当 割 交 付 金	75,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		89,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	89,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		190,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	190,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,412,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,412,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		59,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	59,000

(単位 千円)

款	項	金額
9 環境性能割交付金		36,000
	1 環境性能割交付金	36,000
10 地方特例交付金		555,160
	1 地方特例交付金	555,160
11 地方交付税		8,810,000
	1 地方交付税	8,810,000
12 交通安全対策特別交付金		12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000
13 分担金及び負担金		157,080
	1 負担金	157,080
14 使用料及び手数料		284,669
	1 使用料	189,712
	2 手数料	94,957
15 国庫支出金		6,467,502
	1 国庫負担金	5,520,735
	2 国庫補助金	923,726
	3 国庫委託金	23,041
16 県支出金		2,715,947
	1 県負担金	1,979,827
	2 県補助金	548,510
	3 県委託金	187,610
17 財産収入		63,366

(単位 千円)

款	項	金額
	1 財 産 運 用 収 入	58,403
	2 財 産 売 払 収 入	4,963
18 寄 附 金		2,000,312
	1 寄 附 金	2,000,312
19 繰 入 金		2,576,250
	1 特 別 会 計 繰 入 金	6,284
	2 基 金 繰 入 金	2,569,966
20 繰 越 金		500,000
	1 繰 越 金	500,000
21 諸 収 入		767,167
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	36,001
	2 市 預 金 利 子	1
	3 貸 付 金 元 利 収 入	45,930
	4 受 託 事 業 収 入	57,287
	5 収 益 事 業 収 入	20,000
	6 雑 入	607,948
22 市 債		1,243,000
	1 市 債	1,243,000
歳 入	合 計	42,840,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 議 会 費		272,822
	1 議 会 費	272,822
2 総 務 費		7,905,424
	1 総 務 管 理 費	7,096,069
	2 徴 税 費	430,771
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	302,658
	4 選 挙 費	21,818
	5 統 計 調 査 費	24,988
	6 監 査 委 員 費	29,120
3 民 生 費		17,001,432
	1 社 会 福 祉 費	7,849,800
	2 児 童 福 祉 費	6,659,254
	3 生 活 保 護 費	2,492,105
	4 災 害 救 助 費	273
4 衛 生 費		1,796,461
	1 保 健 衛 生 費	1,136,128
	2 清 掃 費	658,742
	3 上 水 道 費	1,591
5 農 林 水 産 業 費		293,956
	1 農 業 費	293,956
6 商 工 費		334,047
	1 商 工 費	334,047

(単位 千円)

款	項	金額
7 土 木 費		5,151,386
	1 土 木 管 理 費	142,509
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,424,161
	3 都 市 計 画 費	3,502,443
	4 住 宅 費	82,273
8 消 防 費		1,859,650
	1 消 防 費	1,859,650
9 教 育 費		3,975,293
	1 教 育 総 務 費	833,402
	2 小 学 校 費	856,159
	3 中 学 校 費	472,448
	4 幼 稚 園 費	39,806
	5 社 会 教 育 費	1,092,989
	6 保 健 体 育 費	680,489
10 災 害 復 旧 費		5
	1 厚 生 施 設 災 害 復 旧 費	1
	2 農 林 業 施 設 災 害 復 旧 費	1
	3 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1
	4 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	1
	5 その他公共施設、公用施設災害復旧費	1
11 公 債 費		4,198,669
	1 公 債 費	4,198,669

(単位 千円)

款	項	金額
12 諸 支 出 金		855
	1 土 地 開 発 基 金 費	855
13 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		42,840,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
公用車リース料 (令和 6 年度)	令和 6 年度から 令和 1 4 年度まで	4, 475
事務用機器使用料 (令和 6 年度)	令和 6 年度から 令和 1 1 年度まで	49, 149
ふるさと取手応援寄附受付等業務委託	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	協定等に基づく業務委託経費
ふるさと取手応援寄附クレジット決済手数料	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	寄附金額に対して協定等で定める料率を乗じて得た額に基本料金を加えた額
ふるさと取手応援寄附郵便料	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	郵便申請された寄附金税額控除に係る特例申請書 1 通当たりの単価に取扱件数を乗じて得た額
藤代庁舎照明器具 L E D 化事業	令和 6 年度から 令和 1 1 年度まで	80, 000
サーバ室自動消火装置使用料	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	0

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
サーバ室入退出管理機器使用料	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	0
オンライン会議ソフトライセンス使用料	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	0
事務用ノートパソコン使用料 (令和 6 年度)	令和 6 年度から 令和 11 年度まで	97,547
非常時連絡用タブレット使用料	令和 6 年度から 令和 9 年度まで	5,003
固定資産税不動産鑑定下落修正率算定業務委託	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	910
保育施設利用オンライン申請システム運用・保守業務委託	令和 6 年度から 令和 8 年度まで	990
生活保護等版レセプト管理システムソフト使用料	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	1,419
いばらき消防救急無線・指令センター更新費負担金	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	7,364
常総市立水海道中学校夜間学級運営経費負担金	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	協定に基づく負担金

第 3 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
認 定 こ ど も 園 整 備 事 業	58,300	普通貸借 又 は 証券発行	3. 0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
災 害 関 連 事 業 (地 盤 沈 下 対 策 分)	2,700			
土 地 改 良 事 業	15,000			
市 道 整 備 事 業	578,400			
都 市 排 水 路 整 備 事 業	92,600			
都 市 公 園 整 備 事 業	25,900			
消 防 防 災 設 備 整 備 事 業	188,300			
中 学 校 施 設 整 備 事 業	8,400			
市 民 会 館 施 設 整 備 事 業	15,000			
グリーンスポーツセンター整備事業	41,300			
給 食 セ ン タ ー 整 備 事 業	17,000			
防 災 対 策 事 業	9,700			
合 併 特 例 事 業	58,800			
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業	5,400			
長 寿 命 化 事 業	26,200			
臨 時 財 政 対 策 債	100,000			

議案第30号

令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算

令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,368,738千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月29日提出

取手市長 中村 修

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 使用料及び手数料			10
	1 使用料		10
2 国庫支出金			341,930
	1 国庫補助金		341,930
3 県支出金			33,637
	1 県補助金		33,637
4 繰入金			658,413
	1 他会計繰入金		658,413
5 繰越金			1,100
	1 繰越金		1,100
6 諸収入			8,948
	1 雑収入		8,948
7 市債			324,700
	1 市債		324,700
歳 入 合 計			1,368,738

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 事業費		921,953
	1 審議会費	70
	2 総務費	116,859
	3 事業費	805,024
2 公債費		446,285
	1 公債費	446,285
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		1,368,738

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
公用車リース料 (令和6年度)	令和 6 年度から 令和 8 年度まで	334

第 3 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
取手駅北土地業 区画整理事業	275,300	普通貸借	3.0%以内	30年以内
取手駅北街地業 再開発事業	49,400	又は 証券発行	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

議案第31号

令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,200,717千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月29日提出

取手市長 中村 修

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 国民健康保険税			1,635,084
	1 国民健康保険税		1,635,084
2 使用料及び手数料			1,300
	1 手数料		1,300
3 国庫支出金			1
	1 国庫補助金		1
4 県支出金			6,997,743
	1 県補助金		6,997,743
5 財産収入			7,656
	1 財産運用収入		7,656
6 繰入金			1,499,805
	1 他会計繰入金		561,946
	2 基金繰入金		937,859
7 繰越金			1
	1 繰越金		1
8 諸収入			59,127
	1 延滞金、加算金及び過料		46,000
	2 雑収入		13,127
歳 入	合 計		10,200,717

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		234,412
	1 総務管理費	170,458
	2 徴税費	62,683
	3 運営協議会費	435
	4 趣旨普及費	836
2 保険給付費		7,062,065
	1 療養諸費	6,123,240
	2 高額療養費	900,802
	3 移送費	151
	4 出産育児諸費	27,512
	5 葬祭諸費	10,000
	6 傷病手当諸費	360
3 国民健康保険事業費納付金		2,492,666
	1 国民健康保険事業費納付金	2,492,666
4 保健事業費		222,000
	1 特定健康診査等事業費	129,274
	2 保健事業費	92,726
5 基金積立金		168,350
	1 基金積立金	168,350
6 諸支出金		16,224
	1 償還金及び還付加算金	16,223
	2 繰出金	1

(単位 千円)

款	項	金額
7 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出	合計	10,200,717

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額
特定保健指導業務委託（令和6年度）	令和6年度から 令和7年度まで	特定保健指導業務委託に係る1人当たりの単価に保健指導実施人数を乗じて得た額のうち、令和7年度の支出額

議案第32号

令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,933,580千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月29日提出

取手市長 中村 修

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料			2,015,559
	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料		2,015,559
2 使 用 料 及 び 手 数 料			245
	1 手 数 料		245
3 繰 入 金			1,913,858
	1 一 般 会 計 繰 入 金		1,913,858
4 繰 越 金			600
	1 繰 越 金		600
5 諸 収 入			3,318
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料		2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金		3,300
	3 雑 入		16
歳 入	合 計		3,933,580

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		216,540
	1 総 務 管 理 費	211,591
	2 徴 収 費	4,949
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		3,713,140
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	3,713,140
3 諸 支 出 金		3,400
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,300
	2 繰 出 金	100
4 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		3,933,580

議案第 33 号

令和 6 年度取手市介護保険特別会計予算

令和 6 年度取手市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9, 200, 825 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 2 月 29 日提出

取手市長 中村 修

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 介 護 保 険 料			2,062,110
	1 介 護 保 険 料		2,062,110
2 使 用 料 及 び 手 数 料			208
	1 手 数 料		208
3 国 庫 支 出 金			1,794,922
	1 国 庫 負 担 金		1,516,880
	2 国 庫 補 助 金		278,042
4 支 払 基 金 交 付 金			2,336,969
	1 支 払 基 金 交 付 金		2,336,969
5 県 支 出 金			1,296,200
	1 県 負 担 金		1,223,599
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金		1
	3 県 補 助 金		72,600
6 財 産 収 入			1,508
	1 財 産 運 用 収 入		1,508
7 繰 入 金			1,677,099
	1 一 般 会 計 繰 入 金		1,444,040
	2 基 金 繰 入 金		233,059
8 繰 越 金			28,510
	1 繰 越 金		28,510
9 諸 収 入			3,299
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料		76
	2 雑 入		3,223
歳 入	合 計		9,200,825

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		206,215
	1 総 務 管 理 費	91,065
	2 徴 収 費	39,617
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	75,533
2 保 険 給 付 費		8,432,247
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	7,761,888
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	208,427
	3 そ の 他 の 諸 費	7,935
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	212,045
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	36,984
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	204,968
3 地 域 支 援 事 業 費		461,162
	1 介 護 予 防 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	211,035
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	13,918
	3 包 括 的 支 援 事 業 費 ・ 任 意 事 業 費	235,490
	4 そ の 他 諸 費	719
4 基 金 積 立 金		1,508
	1 基 金 積 立 金	1,508
5 諸 支 出 金		79,693
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	73,510
	2 繰 出 金	6,183
6 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出	合 計	9,200,825

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
オンライン会議ソフトライセンス使用料	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	0
介護認定審査会グループウェア使用料	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	110

議案第34号

令和6年度取手市競輪事業特別会計予算

令和6年度取手市競輪事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,133,775千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

令和6年2月29日提出

取手市長 中村 修

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 入 場 料 収 入			3,407
	1 入 場 料 収 入		3,407
2 車 券 発 売 収 入			2,000,000
	1 車 券 発 売 収 入		2,000,000
3 車 券 発 売 副 収 入			2
	1 車 券 発 売 副 収 入		2
4 財 産 収 入			288
	1 財 産 運 用 収 入		288
5 繰 越 金			6,000
	1 繰 越 金		6,000
6 諸 収 入			124,078
	1 預 金 利 子		10
	2 受 託 事 業 収 入		122,980
	3 雑 入		1,088
歳 入	合 計		2,133,775

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 競 輪 事 業 費		2,109,430
	1 総 務 費	1,848
	2 事 業 費	2,107,582
2 公 債 費		165
	1 公 債 費	165
3 諸 支 出 金		20,000
	1 諸 支 出 金	20,000
4 予 備 費		4,180
	1 予 備 費	4,180
歳 出 合 計		2,133,775

議案第 35 号

令和 6 年度取手地方公平委員会特別会計予算

令和 6 年度取手地方公平委員会特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 690 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 29 日提出

取手市長 中村 修

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入 (単位 千円)

款	項	金額
1 負担金		294
	1 負担金	294
2 繰越金		396
	1 繰越金	396
歳入合計		690

歳 出 (単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		660
	1 総務費	660
2 予備費		30
	1 予備費	30
歳出合計		690

議案第 36 号

取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 37 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 29 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、同法の別表第 2 が廃止されその内容が主務省令で定められることに伴い、新たに特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報が定義されることを踏まえて、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 市長又は教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 前2項の規定による<u>特定個人情報又は利用特定個人情報</u>の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 市長又は教育委員会が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 前2項の規定による<u>特定個人情報の利用</u>ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情</p>

により当該特定個人情報又は利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、特定個人番号利用事務を処理するために必要な利用特定個人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該利用特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による利用特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

付 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

議案第 37 号

取手市副市長定数条例の一部を改正する条例について

取手市副市長定数条例（平成 19 年条例第 2 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 3 月 21 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

副市長の登用を弾力的に行うことができる体制を整備し、本市が取り組むべき行政課題や社会情勢の変化等に的確に対応していくため、本条例の一部を改正するものです。

取手市副市長定数条例の一部を改正する条例

取手市副市長定数条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
地方自治法(昭和22年法律第67号)第161条第2項の規定に基づき、副市長の定数は、 <u>2人以内</u> とする。	地方自治法(昭和22年法律第67号)第161条第2項の規定に基づき、副市長の定数は、 <u>1人</u> とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第38号

令和6年度取手市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度取手市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,894千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,855,894千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月21日提出

取手市長 中村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		2,576,250	15,774	2,592,024
	2 基金繰入金	2,569,966	15,774	2,585,740
21 諸収入		767,167	120	767,287
	6 雑入	607,948	120	608,068
歳入合計		42,840,000	15,894	42,855,894

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		7,905,424	15,894	7,921,318
	1 総務管理費	7,096,069	15,894	7,111,963
歳出合計		42,840,000	15,894	42,855,894

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	2,576,250	15,774	2,592,024
21 諸収入	767,167	120	767,287
歳入合計	42,840,000	15,894	42,855,894

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	7,905,424	15,894	7,921,318			120	15,774
歳出合計	42,840,000	15,894	42,855,894			120	15,774

2 歳 入

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	600,000	15,774	615,774	1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	15,774	・ 財政調整基金繰入金 15,774 増
計	2,569,966	15,774	2,585,740			

(款) 21 諸収入

(項) 6 雑入

5 雑 入	188,330	120	188,450	4 総 務 費 雑 入	120	・ 職員宿舎使用料 120 増
計	607,948	120	608,068			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一 般 管 理 費	15,894 (1,598,149) (1,614,043)			120 諸収入	15,774			
				14,731	2 給 料	8,616	1 特別職人件費 14,731 増	
					3 職員手当等	3,972	給料 (8,616 増) ・特別職 3人 8,616 増 職員手当等 (3,972 増) 期末手当 2,808 増 退職手当負担金 1,164 増 共済費 (2,143 増) 共済組合負担金 2,143 増	
					4 共 済 費	2,143		
					13 使用料及び 賃 借 料	1,163		
			120	1,043				21 人事管理に要する経費 1,163 増
							使用料及び賃借料 (1,163 増) ・家屋借上料 1,163 増	
項 計	15,894 (7,096,069) (7,111,963)			120	15,774			
款 計	15,894 (7,905,424) (7,921,318)			120	15,774			
歳出合計	15,894 (42,840,000) (42,855,894)			120	15,774			

給 与 費 明 細 書

特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)				
補正前	長 等	3		27,024	8,806 (3.4)	3,649	39,479	6,507	45,986	
	議 員	24	119,760		39,022 (3.4)		158,782	34,910	193,692	
	その他の 特別職	1,436	92,136				92,136		92,136	
	計	1,463	211,896	27,024	47,828	3,649	290,397	41,417	331,814	
補正後	長 等	4		35,640	11,614 (3.4)	4,813	52,067	8,650	60,717	
	議 員	24	119,760		39,022 (3.4)		158,782	34,910	193,692	
	その他の 特別職	1,436	92,136				92,136		92,136	
	計	1,464	211,896	35,640	50,636	4,813	302,985	43,560	346,545	
比 較	長 等	1		8,616	2,808	1,164	12,588	2,143	14,731	
	議 員									
	その他の 特別職									
	計	1		8,616	2,808	1,164	12,588	2,143	14,731	

取市発第471号

令和6年3月18日

取手市議会議長 岩澤 信 殿

取手市長 中 村 修

令和5年第4回取手市議会定例会において議決された議案に係る再議について

令和5年第4回取手市議会定例会において、令和5年12月12日に議決いただきました「議案第54号 取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について」に関し、下記の理由により、地方自治法第176条第4項の規定に基づき、同議案を再議に付します。


記

「議案第54号 取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について」に関し、地方自治法第243条の2第2項の規定に基づく監査委員の意見の聴取に係る手続を経ずに議決した旨、令和6年3月18日付け取議発第139号（令和5年第4回取手市議会定例会において議決した議案に係る再議について（依頼））にて報告を受けました。

取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例については、地方自治法第243条の2第2項の規定に基づき、同条例の改正に係る議決をしようとするときはあらかじめ監査委員の意見を聴くことが義務付けられていることから、監査委員の意見の聴取に係る手続を行った上で議決いただきたく、再議に付するものです。


取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について

取手市監査委員条例（昭和39年条例第17号）及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年条例第25号）の一部を別紙のとおり改正する。

<p>（修正案の主要部分の要約）</p> <p>令和5年11月29日提出</p>	<p>（修正案の主要部分の要約）</p> <p>取手市長 中村</p> 
--	--

提案理由

地方自治法が改正され、引用する条項の移動が生じることに伴い、所要の整理を行うため、取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正するものです。

<p>（原案）</p> <p>令和5年12月12日 原案可決</p> <p>取手市議会議長 金澤克仁</p> 	<p>（原案）</p>
--	-------------

取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

(取手市監査委員条例の一部改正)

第1条 取手市監査委員条例(昭和39年条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の賠償責任の監査等) 第6条 監査委員は、 <u>法第243条の2の8第3項</u> の規定による監査の要求があった場合において監査を行うときは、当該要求があった日から60日以内に監査を行わなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。 2 監査委員は、 <u>法第243条の2の8第8項後段</u> の規定により市長から意見を求められたときは、20日以内に意見書を提出しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。	(職員の賠償責任の監査等) 第6条 監査委員は、 <u>法第243条の2の2第3項</u> の規定による監査の要求があった場合において監査を行うときは、当該要求があった日から60日以内に監査を行わなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。 2 監査委員は、 <u>法第243条の2の2第8項後段</u> の規定により市長から意見を求められたときは、20日以内に意見書を提出しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

(取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第2条 取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第 <u>243条の2の7第1項</u> の規定に基づき、市長、委員会の委員若しくは委員又は職員(法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部免	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第 <u>243条の2第1項</u> の規定に基づき、市長、委員会の委員若しくは委員又は職員(法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部免責に

責に関し、必要な事項を定めるものとする。
(法第243条の2の7第1項の条例で定める額)

第3条 法第243条の2の7第1項の規定に基づき条例で定める額は、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1)から(4)まで (略)

関し、必要な事項を定めるものとする。
(法第243条の2第1項の条例で定める額)

第3条 法第243条の2第1項の規定に基づき条例で定める額は、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1)から(4)まで (略)

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

同意案第2号

取手市教育委員会委員の選任に関する同意について

取手市教育委員会委員に下記の者を引き続き選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏名	猪瀬哲哉
生年月日	昭和49年11月8日
住所	取手市浜田263番地3

令和6年2月29日提出

取手市長 中村修

経 歴 書 （ 抜 粋 ）

氏 名 猪 瀬 哲 哉 (いのせ てつや)
生年月日 昭和49年11月8日 (49歳)
住 所 取手市浜田263番地3

学 歴

平成 7年 3月 東京科学電子工業専門学校土木工学科卒業

職 歴

平成 7年 4月 有限会社猪瀬興業入社
平成27年10月 有限会社猪瀬興業代表取締役 現在に至る

その他の経歴

平成14年 4月 藤代町消防団入団 現在に至る
平成23年 4月 取手市消防団第35分団分団長
平成25年 4月 取手市商工会青年部部长
平成25年 4月 茨城県商工会青年部連合会理事
平成27年 4月 取手市立久賀小学校PTA会長
平成28年 4月 取手市農業委員会農地利用最適化推進委員 現在に至る
平成29年 5月 取手市小中学校PTA連絡協議会会長
平成29年 8月 (仮称) 取手市いじめ防止対策推進条例検討委員会委員
平成30年11月 取手市立学校等給食運営協議会委員
平成31年 4月 取手市立藤代中学校PTA会長 現在に至る
令和 元年11月 取手市教育委員会委員 現在に至る

同意案第3号

取手市教育委員会教育長の選任に関する同意について

取手市教育委員会教育長に下記の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 石 塚 康 英

生年月日 昭和38年9月4日

住 所 つくば市二の宮四丁目4番地25

令和6年3月21日提出

取手市長 中 村 修

経 歴 書 （ 抜 粋 ）

氏 名 石 塚 康 英 (いしづか やすひで)
生年月日 昭和 3 8 年 9 月 4 日 (6 0 歳)
住 所 つくば市二の宮四丁目 4 番地 2 5

学 歴

昭和 6 1 年 3 月 茨城大学教育学部小学校教員養成課程卒業

職 歴

昭和 6 1 年 4 月 守谷町立守谷中学校 教諭
平成 3 年 4 月 守谷町立けやき台中学校 教諭
平成 6 年 4 月 守谷町立郷州小学校 教諭
平成 1 1 年 4 月 取手市立戸頭西小学校 教諭
平成 1 9 年 4 月 取手市教育委員会 指導主事
平成 2 4 年 4 月 つくば市立吾妻小学校 教頭
平成 2 5 年 4 月 茨城県教育庁 主査
平成 2 7 年 4 月 取手市立寺原小学校 校長
平成 2 8 年 4 月 茨城県県南教育事務所人事課 管理主事
平成 2 9 年 4 月 茨城県教育庁義務教育課 管理主事
令和 3 年 4 月 茨城県教育庁義務教育課長
令和 4 年 4 月 取手市立取手西小学校 校長 現在に至る

その他の経歴

令和 5 年 4 月 取手市校長会 会長 現在に至る
令和 5 年 1 1 月 令和 5 年度教育者表彰 (文部科学大臣表彰)

同意案第4号

取手市教育委員会委員の選任に関する同意について

取手市教育委員会委員に下記の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏名	戸部明彦
生年月日	昭和32年1月15日
住所	取手市新川1793番地

令和6年3月21日提出

取手市長 中村修

経 歴 書 （ 抜 粋 ）

氏 名 戸 部 明 彦（とべ あきひこ）
生年月日 昭和32年1月15日（67歳）
住 所 取手市新川1793番地

学 歴

昭和54年 3月 茨城大学教育学部中学数学科卒業

職 歴

昭和54年 4月 土浦市立土浦第二中学校 教諭
昭和62年 4月 藤代町立藤代中学校 教諭
平成 5年 4月 藤代町立桜が丘小学校 教諭
平成 8年 4月 取手市立取手第一中学校 教諭
平成14年 4月 取手市教育委員会 指導主事
平成18年 4月 取手市立藤代南中学校 教頭
平成21年 4月 取手市教育委員会 指導課長
平成23年 4月 龍ヶ崎市立城南中学校 校長
平成26年 4月 取手市立取手第一中学校 校長
平成29年 3月 取手市立取手第一中学校 定年退職
平成29年 4月 茨城県教育研修センター 主査
令和 4年 3月 茨城県教育研修センター 退職
令和 4年 5月 取手市会計年度任用職員
令和 5年 3月 取手市会計年度任用職員 退職

その他の経歴

令和 5年 1月 人権擁護委員 現在に至る

同意案第5号

取手市副市長の選任に関する同意について

取手市副市長に下記の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏名	伊藤 哲
生年月日	昭和32年4月7日
住所	水戸市大塚町1862番地の1 ガーデンハウス中野201

令和6年3月21日提出

取手市長 中村 修

経 歴 書 （ 抜 粋 ）

氏 名 伊 藤 哲 (いとう さとし)
生年月日 昭和32年4月7日 (66歳)
住 所 水戸市大塚町1862番地の1
ガーデンハウス中野201

学 歴

昭和56年 3月 筑波大学第一学群人文学類卒業

職 歴

昭和56年 4月 茨城県庁入庁
平成12年 4月 茨城県教育庁高校教育課課長補佐
平成17年 4月 取手市教育委員会教育長
平成20年 4月 茨城県県北教育事務所長
平成21年 4月 茨城県教育庁教育企画監
平成23年 4月 茨城県教育庁文化課長
平成25年 4月 茨城県教育庁参事兼文化課長
平成26年 4月 茨城県教育庁参事兼総務課長
平成27年 4月 茨城県教育庁総務企画部長
平成29年 4月 茨城県教育庁付 茨城県教育財団へ派遣
茨城県教育財団専務理事
平成30年 4月 取手市教育委員会教育長 現在に至る

同意案第 6 号

取手市副市長の選任に関する同意について

取手市副市長に下記の者を選任したいので、地方自治法第 162 条の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名	黒 澤 伸 行
生年月日	昭和 4 5 年 1 月 9 日
住 所	滋賀県大津市打出浜 3 番 5 0 号 パールハイツ打出浜 5 0 2

令和 6 年 3 月 2 1 日提出

取手市長 中 村 修

経 歴 書 （ 抜 粋 ）

氏 名 黒 澤 伸 行（くろさわ のぶゆき）
生年月日 昭和45年1月9日（54歳）
住 所 滋賀県大津市打出浜3番50号
パールハイツ打出浜502

学 歴

平成 5年 3月 筑波大学第二学群農林学類卒業

職 歴

平成 5年 4月 建設省（現国土交通省）入省
（九州地方建設局海の中道海浜公園工事事務所調査設計課）
平成15年 4月 関東地方整備局国営常陸海浜公園事務所調査設計課長
平成17年 4月 国土計画局大都市圏計画課専門調査官
平成20年 4月 中部地方整備局建政部公園調整官
平成22年 4月 内閣府沖縄総合事務局開発建設部
公園・まちづくり調整官
平成25年 4月 宜野湾市理事（兼）建設部長
平成27年 4月 関東地方整備局国営常陸海浜公園事務所長
平成31年 4月 浜松市都市整備部都市政策調整官（兼）産業部参与
令和 3年 4月 滋賀県土木交通部技監 現在に至る

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員として、日和佐 壽美子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき議会の意見を求める。

記

氏 名	日和佐 壽美子
生年月日	昭和 2 7 年 4 月 3 0 日
住 所	取手市新取手四丁目 1 0 番 2 号

令和 6 年 2 月 2 9 日提出

取手市長 中 村 修

経 歴 書 （ 抜 粋 ）

氏 名 日和佐 壽美子（ひわさ すみこ）
生年月日 昭和27年4月30日（71歳）
住 所 取手市新取手四丁目10番2号

学 歴

昭和48年 3月 女子聖学院短期大学英文科卒業

職 歴

昭和48年 4月 新日本製鐵株式会社入社
昭和54年 7月 同社退職
平成 4年 4月 取手市消費生活相談員
平成26年 6月 同相談員退職

その他の経歴

平成30年 7月 人権擁護委員 現在に至る